

平成25年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成25年3月26日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成25年3月26日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成25年3月26日 9時30分			議長	西岡良祐	
	閉 会	平成25年3月26日 16時21分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達廣	○		
	職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	総務財政 課長補佐	前田早知子	○
会 議 録 署 名 議 員	3 番	大 倉 博		4 番	西 村 典 夫		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成25年第1回笠置町議会会議録

平成25年3月11日～平成25年3月26日 会期16日間

議 事 日 程 (第3号)

平成25年3月26日 午前9時30分開議

- 第1 議案第24号 相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件
- 第2 一般質問
- 第3 委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（西岡良祐君） 日程第1、議案第24号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議案第24号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件について提案理由を申し上げます。

笠置町、和束町及び南山城村で構成する相楽東部広域連合において、平成22年度よりじんかい処理施設の設置、管理及び経営の業務並びにじんかい処理に関する事務を行っております。

じんかい処理に関しまして、現在3カ町村で行っている収集、運搬業務、中間処理業務の効率化と経費削減を図るため、平成25年度から相楽東部広域連合に移行することとし、移行に伴う相楽東部広域連合の処理する事務に関する相楽東部広域連合規約（平成20年12月22日京都府指令20自治第1280号）の変更にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、構成町村議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） おはようございます。

それでは、議案第24号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件につきまして御説明申し上げます。

議案書のかがみと1枚めくっていただきまして、まず相楽東部広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表、一番最後のA3の折り込みの手前の紙でございます。これが相楽東部広域連合規約の本文の改正に係る新旧対照表でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたところでございます。

具体的に文言としまして、まず第4条、これが広域連合の処理する事務の内容を書いてお

りまして、その第7号のほうに追加しております。

どの部分を追加したかと申しますと、左のほうの改正後の案文を見ていただければわかりますが、線を引いております2行目のところから、「一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務並びに」というふうな文言を追加しております。この業務が平成25年4月1日より追加する業務となっております。最後に括弧書きで4行ほど文言がつきまして、「(ただし、事業者の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を徴収する事務を除く。)」と、括弧書きでただし書きを書いております。これは、俗に言う事業系一般廃棄物の業務を除くという意味でございます。

それと、今申し上げました同じような内容を、次の第5条、これが、今申し上げたのは事務の内容を変更するものでございまして、同じように、その事務をするために連合では広域計画というのを策定しなければならないことになってございまして、その策定項目も同じように追加する必要がございますので、第5条のほうでほぼ同じような内容を改正することとなります。本体の改正は以上でございます。

その次に、最後のA3の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思いますが、この部分につきましては、本文のほうで別表で定めるということになっております。何を定めるのかといいますと、簡単に言いますと、町村の負担割合の根拠をこの別表2で定めてございまして、今回追加する業務につきましても、新たに追加した業務の負担割合を変更する必要が生じたので、これで変更しております。

追加した業務は、もう先ほどから何回も申し上げますが、収集、運搬、中間処理に関する業務でございまして、それが8項のほうで規定しております。それがふえたのが、ア、イ、ウの部分がふえております。従前のウを1項目ずらしましてエにして、ウに新たに収集、運搬、中間処理に要する経費というふうな項目をつくりまして、その経費区分と負担割合を新たに決めております。その経費区分が事業に係る経費でございまして、負担割合は、収集、運搬でございまして、収集量割合で案分するというふうなことを取り決めたものでございます。説明は以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

先ほど、提案理由の説明で、町長から経費削減のためという御説明がありました。具体的にこの経費削減の見込みや試算などはされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 提案理由の中で経費削減というふうな御説明がございました。この東部広域連合でじんかい処理を3町村がするということが、経費削減、合理化、効率化というふうな位置づけでございまして、その業務をするに当たって3町村一緒にやっていくというところに意義がございました。

御質問の観点は、今、町村でやっている費用を、今般3町村で合同でやるというふうなことになりました具体的な金額をお知りになりたいのかというふうなことと存じますが、ちなみに笠置町の場合を申し上げます。笠置町で収集、運搬、中間処理は実費になります。量によって単価がもう決まっておりますので、収集、運搬だけに限らせていただきますと、あくまで予算レベルの話です。そこはちょっと御注意いただきたいんですが、1, 200万円という予算、今までは単独で持っておりました。今回合同でやるというふうな中で、予算的には1, 342万4, 000円というふうな予算額が計上されております。収集、運搬だけを見ればそういうことになります。あとは、複数年契約なり業務の一括契約が、委託内容に全てが入っているというふうな中で、収集、運搬だけを引っ張ればこういう数字が出てきたというふうな結果でございまして、その辺は御配慮いただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今回の規約変更で、町民の方からごみの問題に関して問い合わせがあった場合に、笠置町にその問い合わせに対応する窓口というのはどうされるのでしょうか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 基本的には変わらないと存じます。ケースによります。収集、運搬の根本的な問題でしたら、当然それは東部広域連合が窓口になります。各収集場所の、例えば間違った物が置いてあるとか、収集日以外に置いてあるとか、そういう話になりましたら今までどおり、当然、町住民課のほうで対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出健です。

議案第24号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件に対する反対討論をします。

今回の案件は、ごみの収集、運搬を、これまでの東部の各町村が業者委託するという方法から、広域連合で一括して業者委託するという方法に変更するという内容のものです。それは町の権限の一部を連合へ移譲するということです。町の問題を町独自で決められなくなることは問題があるのではないかと思います。特に、ごみの問題は、環境問題として社会状況も変化していく中で、町的生活習慣などにもかかわってくる大事な問題です。町に収集、運搬をどうするかを決める権限がなくなることは、こうした問題とのかかわりでも懸念を感じます。

また、今回、ごみの収集、運搬を連合で統一することでどうなるのかをきちんと説明がなされていません。どのような影響やメリット、デメリットがあるのかしっかりと議員に説明し、議論を経てからこの案件の可否を問うべきです。

以上で、この案件に反対を表明し、反対討論を終わります。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第24号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第24号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

2番議員、向出健君の発言を許します。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

まず初めに、子供の医療費の無料化の問題について質問をいたします。

1月31日に総合常任委員会で、子供の医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願が審査され、委員会全員の賛成で採択されました。ところが、平成25年度当初予算にはこの分の経費が計上されていませんでした。さきの12月議会では、町長は、個人的には無料化が必要ではないかと思うという内容の答弁をされました。この無料化の拡充を実施されるおつもりはありますか。いま一度見解をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

中学校卒業までの無料化につきましては、総合常任委員会に付託するという事で協議が進められております。

私も、やはり子供の医療費についてはいずれは無料化にしていくべきであろうと考えております。ただ、問題は財源の問題が伴ってくるということでもあります。今回の予算には計上されていないじゃないかということではありますが、実施となりますと、9月ぐらいからの実施になるのではないかなと思います。ということは、6月議会で提案をさせていただき、御同意をいただきたい、そんなふうに思っております。

私といたしましては、子供の医療費の無料化につきましてはぜひに進めてまいりたい、そんな思いでいるところでございます。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 今、もし実施されるならば6月議会に提案したいとお話がありました。

もしそうであれば、4月にさかのぼってこの無料化は適用すべきだと思います。4月から実施までの間の分については、例えば町が補助分を払い戻すという方法などで、実施以降だけでなく4月までさかのぼって無料化を適用していただくよう求めますが、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 向出議員御指摘のように、4月予算には、当初予算には含んでおりません。よって、4月にさかのぼってというのは無理かと思えます。しかし、笠置町の子供の医療費無料化につきましては他町村よりも充実したものにしていきたい、そんなふうに考えております。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 今、4月にさかのぼっては無理という話がありました。先ほども財源の話も出ましたが、議員報酬の月額1万円の引き下げの議案が本議会の初日に可決されました。今回の引き下げで、議員全員8人分の削減額の合計は年で121万9,600円となります。

この財源も生かして子供の医療費の助成、4月までさかのぼって実施していただくよう求めます。

さきの12月議会の答弁では、拡充に必要な額は210万円ほどと答弁いただいています。和東町の例で言いますと、中学生の医療費助成の費用は、費用と生徒数で単純に計算すると年約73万円ほどとなります。笠置町の中学生の数は和東町の3分の1ほどです。このままの計算ですと、笠置町では和東町より中学生1人当たりの費用が9倍ほど高くなる計算になります。いま一度、費用の試算も見直されて、この財源を生かして子供の医療費の助成、4月にさかのぼって実施していただくよう求めますが、再度お伺いします。よろしくお願ひします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 和東町と比較してその財源の額をおっしゃいましたが、それぞれの町村にはそれぞれの財政規模がございます。笠置町は笠置町の規模に沿った財源、中学生の医療費無料化につきましても同じことが言えるのではないかと。議員さんの報酬のカット等についての御努力は私もよくわかっております。そういったことも踏まえて、できるだけ早期にそういった議論をまた議会のほうとしてみたいと思います。私といたしましては、6月議会で提案をさせていただければなという思いでおります。以上です。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 和東町と笠置町の額が、普通、実績から考えれば笠置町の試算がおかしいというふうな御指摘でございますが、医療費自体、推測が難しいというのは御承知いただいた中での御質問と思うんですが、窓口の対応も和東町とは全く違うというのも一つ原因があるかと思ひます。

笠置町は、自己負担額が全て、京都府内であれば連合会経由ということで、自動的に個人さんに償還させていただく方法をとっております。和東町は全て窓口の償還払い、申請に行つて、初めて領収書を提示して償還してもらうというふうなものでございまして、少額についてはやはり保留されている部分が多いのではなからうか、人数が多いほうがその分も多くなってくるというふうなことも影響があるかと思ひます。医療費のこととございまして、それだけではないと思うんですが、その辺もあるということは、ひとつ御承知いただきたいというふうに思ひます。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 今、償還払いなど窓口の対応も違うという事情の違いがあると説明があ

りましたが、私が問題にしているのは、9倍も高くかかるのは、余りにもちょっと計算としては高過ぎるのではないかということと、それから費用の計算の根拠もお聞きはしていますが、どうも6歳児未満の費用をそのままふえた人口の割合で小・中学生にも当てはめて考えているのではないかと思うのですが、一般には6歳児未満のほうがやっぱり医療費はかかりやすいということで、それを単純に小・中学生も同じぐらいの割合かかるという計算に問題があるのではないかということで、もう一度お願いしたいということで質問させていただきました。議員の報酬1万円の引き下げで財源もできたので、ぜひ実施していただいて、4月にさかのぼってもまた御検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2つ目に、笠置駅の改善の問題について質問いたします。

笠置駅では、足の悪い方などは、職員専用通路を通り、線路を横切ってホームへ行き来しています。現状は、この経路は立ち入り禁止で、鍵のついた扉やチェーンが設置されており、ここを利用される方は扉やチェーンのすき間を通られています。また、線路を横切るのも、自分のタイミング、判断で渡られています。こうした状況は危険があり、問題があります。

私は、南山城村の村議と一緒に、日本共産党議員団で3月8日にJR西日本の大阪支社へ申し入れに行きました。職員専用通路からホームへ至る経路を渡れるようにとの要求には、JR西日本の担当は、本来は立入禁止だという趣旨の返答をされました。また、遮断機の設置の提案には、先方は、踏切は危険個所だと考えている、踏切は減らすことはあってもふやすことはないという内容の回答をされました。また、この遮断機の問題では、国が設置を許可しないだろうとも回答されました。さらに、職員の誘導で渡れるようにとも提案しましたが、先方は、職員でも踏切の誘導は怖いという内容の回答をされました。つまり、先方の回答は、足の悪い人などが階段を使用せずにホームへ行き来する問題の対応は無理というものでした。

しかし、この問題では、職員専用通路を通れるようにして、遮断機、警報機を設置し、安全に渡れるようにすることが一番の解決策だと思います。笠置駅では、笠置町で駅員を独自に雇い、配置しています。この場所でもし事故があれば職員の責任が問われ、ひいては雇い主である町長の責任が問われます。ここで事故があれば町長の責任が問われるという認識はお持ちでしょうか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの笠置駅の乗降客の安全問題についてであります。これは何

度となく出ております。職員の通路を渡れるようにという申し入れもしてみました。しかし、JR側はそれは無理ですという回答です。

当然、そこを通れるようにするとするならば町長の責任が問われると思います。しかし、笠置町といたしましては、あくまでもだめなものはだめであるという見解は崩しておりませんで、通ってはいけないというところに踏切を設置してはどうかという提案でございますが、先ほど向出議員も御承知のとおり、JR側では踏切の設置はできないという回答をいたしております。無理に設置をいたしましたとしても、踏切というのはやはり警報機が鳴ってまいります。この警報機が住民の皆さんに理解してもらえるか。恐らく近所にお住まいの住民の皆さん方から苦情が出るのは必定であります。

そういったことを考えますと、現在、職員が通るあの、一応施設をいたしまして一般乗客は通れないようにはなっておりますものの、あそこを通っておられる方も中にはあるようでございます。一時、列車が来ているのに、踏切というんですか、線路を横断されたという経緯もございまして、JR側からはきつくとめられております。

できることなら通ってほしくないなという思いでおりますが、足の悪い方にとりましては非常に不便であるという御指摘もいただいております。そのとおりだと思います。JR側にも、電化促進会、電化促進連盟等々を通じまして、バリアフリー化あるいは安全対策についても申し入れをいたしているところでございますが、なかなかよい返事がいただけないのも現実でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 先ほど、町は認めていないから責任は問われないという内容の答弁がありました。問題は、現状は現実には通られている方がおられまして、半ば黙認しているという状態があるということです。その状態のまま放置して、仮に事故があった場合は問われるんじゃないかということでお聞きをしています。もし遮断機、警報機を設置した上で、それを無視した上で渡られれば個人の責任の問題になると思うんですが、しかし、そういうものがない中で、黙認した状態で事故が起きた場合は、町長の責任が問われると私は思います。

それで、先ほど、警報機の音が近隣から苦情がくるのではないかとおっしゃいましたが、今でも列車が来たというときの音は鳴っていますし、その近くに設置するわけですから、音の問題はないのではないかと思います。

問題は、この場所がなぜ通れないかということです。なぜ通れないか、その課題は何かと

ということです。それは1つは、以前の答弁では、遮断機はお金がかかるのではないかという話でしたが、申し入れの際、先方にお聞きしたところ、遮断機はさほどお金がかからないという回答をいただいています。また、現場はスロープもあり、また踏切にも入れるようになっており、通るための環境はある程度整っています。問題は、この場所が通れないのは、JR西日本が立ち入りを認めないこと、また国が踏切の申請を許可しないだろう、そういう点にあります。ですから、町としてJRと国に、この場所はぜひ必要なんだという立場で臨むことが必要なのではないかと思います。再度お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） まず、許可をしていないところの場所を乗降客、お客さんが通られた場合に、町長の責任を問われるのかと、黙認をしているのかということですが、黙認をしているわけではございませんで、鍵をかけ、通行ができないようにいたしております。それ以上のことは、町が現在雇用しています切符の販売に来ていただいている方も、そこまで目が届かないのではないかという思いでおります。

私は、JRの安全はJRがすべきであると思っております。JRの安全対策にどこまで首を突っ込んでいくのかという問題にもなってくるのではないかと。そうしたときに、国が認めない、それからJR側も認めない。それを無理を押しして、じゃ町で踏切をつけましょうか。つけたといたしましても、あなたは音がやかましいのは問われないということをおっしゃいました。あなたはどこに住んでおられるんですか。笠置に住んでおられたら列車の音も聞こえるはずですよ。そして、列車が通過するだけではなくて、踏切というのは必ず何分か前に鳴るものです。それが近所の方が辛抱することができるか、あなたが保証できますか。それはできないと思いますよ。私なら遮断機の音なんて絶対嫌です。

だから、そういったことも考えながら、問題はやっぱりお客さんの安全をまず第一に考えていくべきであろうと私は思います。その安全はJRが守っているんだという立場。我々も住民の安全を守るのが仕事であります。そういった安全を冒して、踏切というんですか、線路を渡られるお客さんについては、やはりお断りをせざるを得んというところがございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 私が言いたいのは、現実には足腰の悪い方がいて通られると。今の答弁ですと、要するにもうあそこは通ってくれるなということで、無理をしてでも階段を通ってくれということしか出てこないように思うのですが、私は、この道を許可をするということが

現実的な問題だという判断をしました。

そして、さっきの警報機の問題で言いますと、問題があれば町長として町民の方にお話を聞いて説明をしていくと。ところが、そもそも町のほうが、あの場所を通ることをJRや国に対して認めさせていくんだという立場に立たなければ、いつまでたってもその問題は放置されたまま、解決しないままになるのではないかと、そういう点で町長に対して、しっかりとあの道を通すんだと、要求を絞って確固とした立場で臨んでいただきたいということで質問しています。このままだと、足腰の悪い方は我慢をしてくれということになると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私も国鉄出身であります。その安全対策につきましては、危険とわかっていながら町長のほうからJR側に要求せよというのは酷な話であります。やはり私ども自治体は、住民の安全をまず守る、生命を守るというところから始まるべきだと私は思います。その安全を押して、JR側にここを通してくださいよというような要求は、私は出すわけにはいきません。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 再度確認しておきたいんですが、現状は通られる方がいるということで、この場合、事故がある可能性のほうが、遮断機がない、警報機がない状態でこのまま放置するほうが危険ではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） その線路を渡られる側も、通ってはいけないんだということを認識した上で通っておられると私は思います。あくまでもここは通らないでくださいよという標識も囲いもしてございます。それを押して通られるということについては非常に遺憾に思います。今後、そういったことのないような安全対策をJR側にも申ししていきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 町長は、あそこは立入禁止だという立場でおられると、安全が第一だということでした。しかし現状は、足腰の悪い方もおられる中で、階段がしんどいという声をたくさんお聞きをしています。もし、あの場所を通らせない、それはだめだということなのであれば、ほかの方法、足腰が悪い方も楽にホームに行き来できるような何か対策をしっかりとJRに対しても申し入れていただいて、町としてもどういう方法があるか、どういう対策がとれるか、資金面も含めて考えていただいて、今後働きかけをお願いして、次の質問に

移りたいと思います。

次に、有害鳥獣の対策の問題について質問いたします。

有害鳥獣の問題のポイントは大きく2つあり、1つは有害鳥獣の数を減らすことです。2つは、有害鳥獣に対し人間は怖いとわからせるということです。本日は的を絞ってお伺いをしたいと思います。

まず、被害の状況についてです。有害鳥獣による笠置町での被害状況はどうなっていますか、回答を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

有害鳥獣は、以前からいろいろと質問もいただいております。今の質問で被害の状況ということなんですが、数値的な話としてお答えしたいと思います。平成23年度の被害状況ということで、農産物の被害なんですけれども、この数字が出ておりますので、私どもが報告したものを京都府がまとめている分です。

これは以前にもお答えしたかと思うんですけれども、金額でお答えしたいと思います。23年度でイノシシ被害が金額では、細かいところをちょっと除きますけれども、84万8,000円、それから猿の被害が284万円、それから鹿が29万3,000円、アライグマにつきましては20万4,000円、ヌートリアにつきましては16万7,000円という数字が出ております。

これは、被害を受けた田畑の面積を、京都府がしたためています被害額という一定の算定の式がありまして、それに入れて計算したものでございます。これが京都府に報告している数字で、京都府がこれをまとめて、また全国でいろいろと数字が出ていると思いますが、同じような形でそれが集計されて、被害額というふうになっていると思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今答弁いただきましたような被害が出ているということです。

それで、町として有害鳥獣によるこうした被害をなくすためにはどういう対策が必要だとお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

被害をなくすということで、まず大きく2つに分けて、被害を防護するというところで、今現在やっておりますけれども、去年からことしにかけて、農作物の田畑の周りの鳥獣の侵

入防止柵、そういう形を昨年からしております。

そういう防護のやり方と、あとは、先ほどの質問にもありましたけれども、有害鳥獣の数を減らすと。それにつきましても、数につきましても、実際のところなかなか把握できないと。かなりの数がいるということで、推定しかできていない。イノシシとかニホンジカですけれども、参考ですけれども、イノシシは約50頭程度ということで、捕獲の許可のときにそういう推定の数字をしておりますが、現実にはその根拠というのはなかなかつかめていないところがございます。特に、この中で猿につきましてもは200から300ほどいるんじゃないかということで、猿につきましてもは、笠置町というわけじゃなしに、相楽郡というよりも、奈良県も含めていろんなところで動き回っている大きな群れがあるというふうに聞いています。

ただいまの御質問に戻りますが、まずその頭数を減らすという、この大きな2つではないかと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 今、数を減らすということが対策の一つの大きなポイントだと答弁がありました。

この問題について、有害鳥獣の捕獲員の確保が一つの課題だと思います。笠置町鳥獣被害防止計画には、課題として、今後は、被害集落の住民みずから狩猟免許を取得し、集落ごとに捕獲班を編成し、捕獲活動を実施するなどの取り組みも必要であると書かれています。また、今後の取り組み方針として、捕獲については、捕獲業務の受託団体である猟友会の捕獲班員の高齢化などを考慮し、捕獲班員の確保、育成並びに捕獲機材の整備を図るとあります。

有害鳥獣を捕獲するには狩猟免許が必要となります。木津川市では、狩猟免許取得助成制度として狩猟免許取得にかかわる費用を助成しています。この笠置町でも、狩猟免許の取得など関係経費を助成する制度を創設してはどうでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、有害鳥獣の課題といたしましては、やはり狩猟免許をお持ちで、狩猟に携わっていただく方というのがどうしても、全国的な問題にもなりますが、減少していつ、今後その方たちの数を何とか維持していくというのが大変なことになっております。

今、御質問にありましたように、隣の木津川市では、狩猟免許、特に銃器ですね、わなじゃなしに鉄砲のほうですけれども、銃器のほうを使用して狩猟等有害鳥獣に携わっていただ

ける方を養成するというので、市のほうが、多分、国か何かの補助があるかなと思うんですけれども、新しく銃の免許、それと狩猟の免許を取った方に補助金を出してするというのをやっておられます。

私もちょっと興味がありますもので、そういうことにもしかして全体が向いていくんではないかという考えもございましたので、その辺のこの状況も先日聞いてみたところなんですけれども、やはり銃の免許ということで、予定している人数の方がなかなか出てこられていないということを聞いています。

今後、有害鳥獣がどんどんふえていくというのは今の状況なんですけれども、それに対して、そういうやり方も一つの方法かと思えますし、また笠置町でどうするかというにしても、やはり補助があっても、町の負担分というのは当然必要になりますので、近隣の動向を今後も見ながら、また国、京都府の指導を仰ぎながら、町でできる範囲のことは考えていきたいと思いますが、まずは隣がそういう状況であるというのを今把握しておりますので、また今後その動向を見守っていきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 有害鳥獣対策には、本日質問しました以外にもさまざまな課題があります。今、答弁にもありましたように、仮に免許を取得したとしても、実際に捕獲員が確保できるかとか、また、とった有害鳥獣をどう処分していくのかなどさまざまな課題があります。しかし、捕獲員の確保の一步として助成制度を創設していただくよう求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、いこいの館の問題について質問をいたします。

さきの3月22日に、いこいの館の特別委員会が開かれました。その中で、有限会社わかさぎと株式会社料理かしばとの業務委託契約書案が示されました。これまでは第三セクターで運営するという説明がされていましたが、今回示された案では、有限会社わかさぎが株式会社料理かしばに業務を委託するという内容になっています。

この契約書案には、飲食経營業務と浴場経營業務の両業務の売上金の3%を使用料として、かしばからわかさぎへ納入するという内容の規定があります。この使用料の規定では、現状の売上金で考えると、わかさぎに入ってくるのは年450万円ほどとお聞きをしています。

問題は、わかさぎに幾ら入るかだけでなく、幾ら出ていくかとの関係で収支がどうなるかです。収支を見るためには、施設や備品など、わかさぎが負担するものに品目ごとに金額や耐用年数、また買いかえ年数などを設定し、年当たりでわかさぎが幾ら負担することになる

かを計算しないといけません。そうすることで、わかさぎに幾ら入るか、また幾ら出ていくかを見比べることができ、契約書案の一つの判断材料となります。

さきの特別委員会では、この点についてははっきりとお示しをいただけませんでした。わかさぎが幾ら負担しなければいけないのか、その試算をしていただいて、しっかりと金額を示していただけないでしょうか。お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先般のいこいの館の特別委員会におきまして、有限会社わかさぎと株式会社かしぼと町が100%の出資ということで、一応形では第三セクターという形になっております。そして、使用料3%につきましても、交渉の結果、3%という話で議会のほうに御提案を申し上げたところでございます。

そして、有限会社わかさぎの経費がどれぐらいかかるかということの試算を示せということでございます。食堂部門、浴用部門等の経費につきましては、100%株式会社かしぼのほうで御負担をいただきます。そして、設備等につきましては、笠置町所有の建物でございます。そうした建物については、笠置町所有の土地、建物の管理については笠置町がやっていくということをお示しをいたしております。

そして、その修繕に幾らかかるかということでございますが、それは今計算をして出るものではございません。しかし、年数が16年以上も経過をいたしてきておりますことから、その経費は、修繕ですか、保守管理にお金がかかっていくというのも事実だと思います。しかし、それを今ここで金額的に幾らというのは出しづらい面もございます。

しかし、現在、補修をしなければならない部分がございます。これにつきましては補修をした上で、株式会社かしぼにその経営を委託してまいりたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 今、計算も出しづらいとありましたが、一般には減価償却という形で、資産は耐用年数を定めて、年当たりなので幾ら出すかとか、そういう計算をすると思うんですが、さきの委員会でも示せないということでしたが、ぜひ、目安でよろしいので、試算を1回していただいております。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 有限会社わかさぎの持っております資産の償却資産の年額を示せということでありまして。決算書ですぐわかりますので、後で説明をさせていただきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 今、示していただくということだったので、次の質問に移りたいと思います。

さきの12月議会で、町長は、いこいの館の現在の職員は、一度退職後、業者が面接し、再雇用すると聞いているという内容の答弁をされました。

この問題では、再就職を希望する職員の方については、アルバイト、パートも含め、その希望に沿って再就職を保障すべきと考えます。町長が現在の職員の雇用主となるわけですから、業務委託先の雇用にも責任を持たなければなりません。

労働基準法を初めとした労働法制は労働者保護の立場からつくられています。行政はこの法を運用し、法違反があれば正す立場です。町長は笠置町の行政のトップです。その行政のトップが、法の立場、労働者保護という立場と矛盾した態度をとれば問題があります。行政の長として、職員が再雇用を望む場合、責任を持って再雇用を保障するよう求めます。また、再雇用を希望しない場合でも、退職金やその他の条件は職員の希望に沿ってお願いしたいと思います。大事なことは職員の意思に反した処遇をしないことです。町長はこの点についてどうお考えでしょうか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 現在、有限会社わかさぎの職員、労働者につきましては、私は、今回、全て民間に業務を委託するわけでありますので、全員の退職ということを考えております。そして、その就職先につきましても、できることならば、面接の上で再雇用をお願いしたいということを民間側にも伝えてございます。

職員の労働問題につきましては、私は法に準拠した上で適正に退職手続をとっていきたいと考えております。雇用問題等につきましては、当然、我々のそれは義務だと思っております。退職金等につきましても、法にのっとった形で従業員の退職金をお支払いをしてまいりたいと、そんなふうに思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 今、答弁にもありましたように、退職金等しっかりしたいというお話だったので、ぜひ職員の方、またパートやアルバイトも含めて、しっかりと意見を聞いていただいて、その希望に沿うように、ぜひ町長として積極的に希望をお聞きするようお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

公共事業の入札の問題について質問したいと思います。

現在、23年度、24年度の笠置町の公共工事の入札結果を見ますと、落札率が非常に高くなっています。いただきました10件中、98%台が3件、99%台が1件となっています。一般に落札率が98、99%というのは競争入札ではあり得ない数値です。ここまで落札率が高いと、競争によりできるだけ安い業者にとという競争入札の制度の機能が働いていないということです。町長はこの点に関してどのようにお考えでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、確かに高いのもございます。全てが高いわけではございませんが、数も少ないことで、先ほど10件とおっしゃいましたが、7件プラス3件ですか、その率でいいますと確かに高いのもございます。

それ自体をどのように考えているかという御質問ですが、それ自体がどうのということは現在考えておりません。ただ、入札の方法といたしましては、笠置町は近隣の町村とちょっと違ったやり方をやっております。予定価格につきましても、事前の公表というのはやっておりますので、その辺につきましても、それが直接この影響があるかどうかというのはわかりませんが、入札方法につきましても、いろいろ考えていかなければならないところがあります。ただ、それが高いからといいまして、入札の方法が悪いとか、そういうことではないと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 落札率が高いということは、その分、税金の支出が多いということになります。それは、住民の要求の実現、また福祉サービスの充実のために税金が有効に使われないということになります。問題は、この落札率の高さをいかに下げるか、適正な値にしていくかということにあると思います。

そこでお伺いしますが、入札制度の改革がそのためには必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、先ほど私、ちょっと言いかけましたけれども、単に高いからといいまして、そのお金をほかのところに使うというのは、確かに金銭上、プラスマイナスすると数字的には正しいのかもしれませんが、一つの積算上の話といたしましては、国が決められたやり方、また京都府も同じようなやり方、町ももちろんそれに従ってやっておりますので、さっきも申しましたけれども、数も少ないところで、その統計という点では一概には言えないかと思えます。

ただし、先ほどもちょっと申しましたけれども、近隣の町村では、入札の方法といたしまして、まず事前に予定価格を公表してやっております。それと、笠置町では入札契約に関する公表ということで、平成23年度から、これはホームページではございませんが、閲覧という形で結果の公表、契約の公表をしております。

今後につきましては、近隣の市町村も、また京都府もやっておられるような形に向けて、せっかくホームページというのがございますので、そちらに掲載できるような形を考えていきたいと、現在、審議会のほうで考えていけるようにという資料づくりをしておるところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 今、少しお話もありましたが、現在の笠置町の公共工事の入札では、一部を除いて予定価格を事前に公表していません。この予定価格を事前に公表していないものについては、予定価格を事前に公表するように求めます。

予定価格が事前に公表されていれば、一番低い価格で入札しないと仕事がとれませんから、予定価格に近い価格で入札し、落札価格の高どまりとなるのを緩和する効果が期待できます。ぜひ笠置町でも予定価格を事前に公表するようしていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、予定価格を事前に公表するべきだという御意見でございます。これにつきましては以前からどちらの意見もございまして、京都府さんの入札の状況を見ておりましたら、いろいろ物にもよりますけれども、予定価格を公表することで、最低制限価格にしてもそのまま計算が近いところができまして、そこに皆さんが集中するというような形になっている場合が多いということを聞いています。どちらがいかというのは議論のあるところでございますが、先ほども申しましたように、近隣のところがみんなそのような形に向いておりますので、いずれ、いずれというか、笠置町といたしましても、わざわざそのやり方に反してする必要はないかと現在考えております。ただし、いつするというのは今ここでは申し上げられませんが、これについては十分審議いたしまして、結論を出していきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 私が予定価格を公表すべきと提案していますのは、先ほども言いましたように、現実問題として落札率が99%や98%が何件かあるということで、大分高いので

はないかという点で、ぜひ公表すべきと提案しています。今お話があったように、考えていきたいということだったので、ぜひ公表していただくようお願いをいたします。

また、現在の入札制度は、入札日に業者が入札会場に来て入札するという方法をとっています。少しでも公正を期すために、この入札の方法を、業者が郵便で入札するという方法、いわゆる郵便入札制度にしてはいかがでしょうか、お聞きをいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 郵便入札についてでございますが、近隣の市町村でやっておられるところがあると聞いております。今の御質問にありますけれども、公正さを期すために郵便入札がよいということにつきましても、また議論があるところかなと思います。本当にどちらがいいかというのはわかりませんが、中の検討材料の一つとしては、現に近隣でやっておられるということがありますので、そちらの状況も聞きまして、検討の一つの材料にしたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） また、もう一つの入札制度の改革の問題点として、現在、笠置町では、町内業者に指名入札の場合限るとしてあります。この指名入札に入る業者の対象をふやしてはどうかと思います。ほかの町村でも対象をその自治体以外に広げているところもあります。笠置町では業者が少ないためにこうした高い落札率が起きるのではないかとも思います。ぜひ対象業者をふやしていただくよう求めます。いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 入札の対象業者を町内業者に限らずということに考えさせていただいてよろしいかなと思います。

町内業者の数というのは限られていますので、ふやしてはどうかという御質問ですけれども、現在まで、特に特殊な土木の工事でない限り、町のほうの工事というのは、以前から、できるだけ町内業者の方に仕事をしていただきたいということで、ずっとやってきておると聞いております。特殊なもの、特に町内業者の方ではできないようなものにつきましては、今までもほとんど数がないんですけれども、そういう場合は大手の業者さんにも発注したこともございます。

それにつきましても、中の議論というのはいろいろあるかと思いますが、競争という点では数が多いほうがいい。しかし、町内業者の育成という点ではその逆のほうになります。検討していきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 検討していきたいということだったんですが、町内業者の育成という点については、また別の観点で対応が必要になってくるのではないかなと思います。それはまた別の機会に提案したいと思いますが、例えば住宅リフォーム助成制度や生活に関係する細かい工事など、そういうものを町内業者に限るなど、一部のことでそういう対応をとることは可能ではないかと思います。問題は、笠置町では高い入札率が現実にあるという、この点をどうするか、改善するかという点にあると思っています。ぜひ入札制度の改革を実行していただきますよう求めます。

それでは最後に、全ての入札情報の公開について質問をいたします。

笠置町のホームページでは、一部を除いて公共工事の入札結果が公開されていません。笠置町の全ての公共工事の入札結果のホームページでの公開を求めます。いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 入札結果のホームページの公表ですが、先ほども私は申しましたが、現在は閲覧で入札結果は公表しております。それをホームページのほうで公表するにつきましては、考え方としては、公表しているんですから特に問題はないかと思いますが、その方法につきましては、要綱等を定めて、今後、そういうふうにホームページのほうで公表できるように、近隣の市町村もやっておられるところもたくさんあるかと思うので、そちらに向けては検討していきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） この公共工事の問題は、やはり金銭にかかわってくる問題で、町民の方の要求実現ともかかわってくる問題だと思いますので、ぜひ実行していただきますよう求めまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩をいたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時52分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番議員、大倉博君の発言を許します。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、いこいの館の問題について今から質問いたします。

町長、本当に私らが待っていました去年の11月30日、12月12日、そしてこの前の

3月22日の特別委員会、そして1月30日に、本来ならあるべき特別委員会が突然に前日キャンセルされました。私はそのときにいろいろ質問しようと思って、いろんなことをやっていたんですけども、きょうやとその資料が役に立つんですけども、本当に言って、この12月からこちら、この契約内容、本当に残念というか情けないというか、この前の契約書を見たとしたら物すごく後退、数字がちょっと変わっているだけなんです、本当言って。

これと前の契約書と照らし合わせたら、例えば、前の契約書が15%、今回は3%、使用料がですよ。そして、6条には飲食業務から浴場業務が入っただけ。そして大きく変わっているところは、我々がこの前の22日のときに言ったように費用の負担ですね。電気、水道とか、こういったことが、例えば前の契約書、これは契約が有効かどうか、前の議員からずっと言ったように、年月日も入っていない同一人物の字、この契約自体が本当に生きているかどうか疑問なんですけれども、ここには、疑問でありながらここにまだ費用負担というか、こういったことが書いております。今回これが書いていない。きょう、これが終われば特別委員会があるということなんですけれども、そのときに出してもらえるかどうかわかりませんが、これが一番重要なところなんです。

そして、まず11月の一番最初のときに特別委員会が出された第三セクター業者の選択について、A社、B社出されて、もう今、名前を言ってもいいと思うんですけども、A社が建設業のタマイ、それからB社が現在のかしばここでは議員の方が皆さん方で、それやったらB社のかしばということで、10%の売り上げればいいんじゃないかということで協議なって、そういう形になって交渉をされた契約書がこの前出された案です。

そうすると、今言いましたように、町長、これが一番最初の第三セクターの選択というか、町民の方、ちょっと見にくいかもわかりませんが、ここには10%、これで契約をやるとおっしゃったから、こっちのほうに、B社のほうに賛成されたと思うんですが、どうなんでしょうか、その辺。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員にお答えをさせていただきます。

何点かおっしゃいましたが、前契約では15%であったと、それが今回3%となるのはなぜかということであったと思います。15%というのは、食の部分の総売り上げの15%をいただくということで、現実いただいております。新しい契約の3%につきましては、営業経費を全て、議員おっしゃいましたように、株式会社かしばで営業に関する経費は全て持つ

ていくということでありませう。

3%というの、先ほど向出議員からもございましたが、全売り上げの、大体450万円ぐらいになるのではないかなという試算が示されておりますが、15%という話と3%、物すごく違うわけでありませうが、いこいの館は現在まで赤字で苦勞しておりますのはその経費であります。経費がなくなればマイナスという心配はなくなつてまいります。そういった面からも、我々といたしましては、株式会社かしばにその業務を委託することで、ようやく赤字から脱却できるという試算を持っております。その契約内容については、先般のいこいの館の特別委員会でお示しをし、いろいろ御議論をいただいたところであります。

それから、1月30日に特別委員会をキャンセルしたじゃないかということございませうが、これにつきましては深くおわびを申し上げたいと思ひます。

株式会社かしばとの5回にわたりませう会合がございまして、先方との詳しい内容について協議をいたしてまいりまして、議員の皆さん方には御説明が遅くなつてまことに申しわけなく思ひております。委員長にもその旨お伝えをいたしてまいりましたが、確かに現在までおくれましたことを深くおわびを申し上げたいと思ひます。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 町長、15%、3%の話じゃなしに、ここで10%になっているのが、一番最初に示された10%、これが3%という契約に何でなつたかというのをませう。

それともう1点、ここでリニューアルオープン検討ということ書いてありますけれども、これはどういったことを考えておられるのですか。

それともう1点、先ほど向出議員も言つていましたように、要する土地とか建物は笠置町が持つて、その中に入るのがその業者ということですね。いわゆる大家みたいな形ですね。北丹後鉄道とか、上下分離方式とか言つてありますけれども、そういう形で考えていいんですね。その3点ちょっと。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 当初、業者の選定の資料に売り上げの10%を出しますということございまして。その10%というのはいくまでも一つの案でございまして、その裏には、経費をどれぐらい持つてくれるという、先ほどの15%の話ではございませうが、経費の問題がございまして。

そういったことで、3年間は、非常に赤字、毎年1,000万円から900万円の赤字を即解消していくのは非常に難しい、3年間は無償で貸してほしいという、そういった申し出

もございました。それでは困るんだと、やはり土地建物はあくまでも町有財産である以上、無償というわけにはいきませんということで、何回もの交渉の結果が3%となりました。

それから、リニューアルオープンとあるのはどういったオープンにされるのか、私は、業務を全て民間に委託するわけでございますので、どういったリニューアルをされるのかちょっとわかりませんが、私は全面改装といったことにはならないと思います。と申しますのも、建物はあくまでも町の建物であります。そういったことを認識の上で装飾等をやられるのは、私は業者がされると思います。詳しい話についてはまだ伺ってはおりません。

それから、土地、建物はあくまでも笠置町のものでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 私は、1月31日に特別委員会があるということで、10%で一応、23年度の決算から計算した数字なんです。これでいくと、収入が入浴、これが6,520万円、23年度中ですよ。それで、その売上げの10%が652万町に入ってくる、10%でいけば。それが3%、195万しか入ってこないんです。そして、かしばの使用料が年間、23年度でもらっているのが1,040万。15%を逆算計算したら、かしばの総売上げが7,600万、掛ける15%で1,400万になります。売上げの10%でしたら760万、3%やったら228万。その他いろいろありますけれども、要するに1,130万、自販機とかいろんなものがあります。そういったもので、いろんなもので1,130万の収入です。そして売上げの10%が113万。トータル、先ほどから言っているように、売上げの3%でしたら456万になります。売上げの10%でしたら1,525万。私はこれやったら許容範囲というか、これを将来の修繕とか、そういったところに基金として残しておけばいいんじゃないかと。456万円だったら、そのうち、町長がこの前おっしゃっていましたが、アルバイトを1人雇うと、そうなる大体150万円、それなら年間350万円ぐらいしか残らんです。その300万円で、大規模改修はどっちにしろやらなあきません、改修は。その基金としてというか、積み立てが残っているのが300万円。

しかし300万円でも、今から交渉で、また特別委員会でどんな契約が出てくるかわかりませんが、セコムとの契約はどうなるのか、もっと具体的に、私は本当に契約書が欲しかったんです。この前はそんなこと全然出ずに、こんな前年より後退した契約書をもってがっかりきたんです。だから、支出の割り当てのこのところをきちっとしたことを本当に出してください。そうでないと納得できません。

それと、もう1点言います。それで、支出がトータル、23年度中では、先ほどおっしゃったように990万が赤字です。そうすると990万が、その金が出てくるんですよ、町長。

前にも共通経費、これが契約書の内容の費用負担です。光熱水費が丸々、丸々というか、恐らく我々が考えるのは折半だと思うんです。電気、ガス、水道、これが23年度中で1,800万です。半分割れば900万、ざっととんとんぐらいになるんですよ、これ。このとおりにらっていたら赤字にはなりません。とんとんぐらいになるんです。

そういうことを考えた場合に、入浴料を六千何ぼの売り上げがあるのに、丸々ここでは、土地の問題とか、後またくみ上げの問題とか言いますけれども、丸々かしばに6,520万円、みんな上げるような形になるんです。だから、こういった契約をしっかりとやってほしいということを前から申し上げています。光熱水費の関係は前から言っております。

だから、本当言ったら、990万円の赤になっているけれど、電気代が半々やったら、とんとんでいけるんですよ。そして、中身を支出の見直しをやればもっと減ってくると思うんです。だから、考えようによっては、何も今こんなに急いで、入浴料も6,520万円あるのを、丸々向こうに上げる必要があるのかなと最近ちょっと思うんです。その辺。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをさせていただきます。

いこいの館の経営のあり方について数字で示されました。確かに売り上げがあるのも事実でございます。そして、収支をトータルいたしますと赤字が出ているのも事実でございます。これは平成23年度に限ったことではございません。22年度、21年度、ずっと赤字が続いてきて今日に至っております。その赤字をいかに解消していくかということにつきましては、やはり収支が均衡した形で営業してもらえ、業務を委託できるような業者をとということで、皆さん方にもお諮りをしながら業者の選定を行い、新しく株式会社かしばにその業務をお願いするということになり、具体的に話を進めてまいっております。

私は、23年度900万以上の赤が出ておりますが、この赤が町からは全て消えるということでもあります。そして、なおかつ3%の売り上げ、450万円の売り上げが上がってくるんだという、そして450万円の売り上げから、アルバイトなり保守点検をいかにしていくかということをもまず考えていきたいと考えております。

大倉議員のおっしゃるように、売り上げがそのまま株式会社かしばに渡ってしまうんだと、確かにそうであります。しかし、それに伴う経費も支払わなければならないという契約の条文もございます。先般の特別委員会の中で、具体的に別表で示せということでもございました。

ので、この後開かれます運営委員会のほうでお示しをさせていただきたいと考えております。
以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 町長、それじゃ、22年9月に何千万円出したか、いこいの基金から出して、町長はそのときに、給食の業務を民間委託すれば赤字は解消されると、完全に議事録でも載っています。この前も、最初の特別委員会的时候にもある議員がおっしゃいましたけれども、それでは何でその2年間、我々新人、11月にやらせてもらって、それまで2年間何でほったらかして、赤字が続いているのに1年間、検証なんてそのとき何でしなかったんですか。給食会社に預けたら黒字になると言っていたのが、もう既にそのときで1年間で900万の赤が出ているんです。先ほど言いましたように、最初的时候に、1回目の特別委員会である議員がそういうふうに、1年目の検証が何でされなかったかということをおっしゃいましたけれども、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館の収支につきましては、逐一、議会に報告をしながら御指摘をいただき、例えばタオル等々、細かいところまで御指摘をいただきながら営業努力をやってまいりました。決してほったらかしにしておいたということには当たらないと思います。

民間において、食堂部門をお願いするということは、平成21年度以前、かしばが入ります以前の検証では、唯一の黒字がお風呂部門でありまして、赤部門を民間に委託することで、それは即解消していくという試算のもとに民間をお願いをしたわけでありまして。しかし、結果的には、先ほどからも問題になります経費の問題が挙がってまいりました。その経費の問題で現在の赤につながっているものだと考えます。

したがって、新しく民間に全ての業務をお願いするという経緯に至ったのは以上のようなことで、全ての業務を民間をお願いするということになったわけでありまして。決して12年間ほったらかしにしたわけでもございません。我々なりに努力をいたしましたし、議会の御協力をいただいたのも事実でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 幾ら努力されたって、赤が続いているということは、当然に完全の民間会社やったら倒産とか、そんなことするんですよ。町にまだいこいの基金とかいろいろあるから、そっちに流用とかできるからまだいいんですけれども、本当に。

この契約書をつくられたときに、どこの方と相談なさいましたか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 税理士と弁護士であります。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） そうしたら、指導する立場である京都府とは全然やっておられないんですか。前の議事録とか見ていましたら、前町長は地方課、今は自治振興課になるんですか、公認会計士とか、前の議事録を見ていましたら相談している部分が多々出てくるんですけども、何で地方課、今現在は自治振興課、これはいろんなノウハウを持っています。何でそのことは相談されないんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 自治振興課には報告はいたしておりますが、相談はいたしておりません。京都府と協議をいたしましたのは、宇治の振興局で協議をしてまいりました。振興局で協議をいたしましたのは、第三セクターにするか、あるいは指定管理にするかということで協議をしてまいりました。以上であります。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） なぜこんなことを言うかといいますと、私は、1月31日にあるということで、いろいろ精査して、それに基づいて、地方課、今の自治振興課へ行ってまいりました。そうしていろいろ現状を全部話しました、笠置町の。そのときは余り時間がなかったんですけども、そのとき向こうの方は、それじゃ今からすぐに町のほうに電話しましょうかとおっしゃったんですけども、いや、31日に特別委員会があるから待ってくださいと、それを終わってからまた議論させてもらいますと言って、実はきのうまた、ずっと半日おったんですよ。この問題だけじゃなしに、町全体のいろんな話をさせていただきました。そうすると、私が思っていることをどんどん言うだけですから、私が思っていることを言っただけですから、向こうもそれを納得というか、ある程度されていまして。

まず、それじゃ町長、通告していますように、指定管理者制度という制度を御存じですか。

議長（西岡良祐君） 松本勇君。

町長（松本 勇君） 理解をしているつもりであります。

3番（大倉 博君） 御存じということですね。

それでは、総務省から通知文が来ていると思うんです、20年と22年に。それは御存じですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 存じております。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） それじゃ、何で京都府から、それと総務省の通知文を、遵守というか、ある程度ね。それは全て遵守せいとは言いません。遵守されていたらこういう形にある程度なっていないと思うんです。今から一つ一つ言います。

当然に、地方自治法、議会の議決、第96条第1項第6号、前段があるんですけども、下段で、「又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」を議会人としては議決しなければならない。それと財産の管理及び処分、これは行政側ですね、第237条第2項、同じような条文です。前文は省きますけれど、後段で、「又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と書いてあります。

それで、私も久しぶりに長いこと、昔はこれをよく利用したんですけども、逐条解説というのがあるんですね。これは我々のバイブル、基本的な本なんですけれども、これを読みます。「財産を無償又は特に低廉な価格で譲渡し、又は貸し付けるときは財政の運営上多大の損失を蒙りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営が歪められることともなり、ひいては住民の負担を増嵩させ、また、地方自治を阻害する結果となる虞がある」と、こういうふうに書かれているんですけど、これは御存じですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 指定管理について、大倉議員のおっしゃるような条文は私はわかりません。しかし、大倉議員、もう少し理解をしていただきたい。指定管理というのは、あくまでも公の施設について民間事業者に、いわゆる施設あるいはノウハウを貸し付けるものであるということであります。あくまでも公のものであるという前提がついております。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 総務省の通知、指定管理をちょっとおっしゃいましたけれども、20年のところには、平成15年に要するに指定管理者制度というのが、民間に委ねるというか、できたわけです。それをゆがめられて、結局やり方がおかしくなって、総務省から5年後に、20年に通知が出ているんです。こうしなさいということが。この文はまだ3項目しか書いておりません。

読みますよ。20年6月には、これ町長のところにも来ているはずなんです。選定の基準は公共サービスの確保が重要である。イ、専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要である。ウ、協定に関して、施設の種別に応じた必要な体制、リスク分担、損

害賠償責任保険等の加入に関する事項等、具体的に盛り込めという、この20年6月に、要するに先ほど言いましたように、15年にこういうことを民間に委ねることができました。しかし、それがええかげんな利用というか、地方自治体がやっているから、こういう形になったわけです。

そしてもう一つ、一番最近では具体的に「指定管理者制度の運用について」、22年12月に出しております。ここにはこれと同じです。個々具体的にいろいろ書いております。10項目だったか書いております。ここには、例えば民間業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることとあります。そのほかいろいろ書いております。御存じですか、これ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 存じております。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） それじゃ、なぜある程度そういうことを遵守されないんですか。先ほどから言っていますように、なぜこれをまずもっと複数の業者にやらないか、それが私は疑問なんです。そして、B社というのはかしばで、かしばで経営が赤字やったのに、またかしばに同じようにやるというの、それを私が合点がいかないんですけれども、町長まさか、かしばから月給とかもらっていないでしょうね、社長ですから。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員、言っているいいことと悪いことがあります。私が業者から賄賂を受けたという意味ですか。今のは問題発言ですよ。待ちなさい、私が発言しているんですから。

かしばに決まったというのは、私1人で決めたんじゃないでしょうが。議会に諮って決めた、皆さん御存じ、そのとおりだ。私が1人で決めたものでも何でもなし。ところが何だ。かしばから賄賂をもらったとは何事か。何を言っているんですか。あなたはどこまで総務省の関係の通達を御存じなんですか。わけがわかった上で物を言いなさいよ。あんた、今のは絶対に私は許しませんよ。賄賂をもらったとは何事か。ちょっと待ちなさい。町会議員は何を言ってもいいんですか。発言に責任を持ちなさい。

議長（西岡良祐君） 大倉君、ちょっと今の、町長に対しての。

3番（大倉 博君） 私は賄賂とか何も言っておりません。もらっておられないでしょうねと言っただけです。

(「それが失礼なんや」と言う者あり)

3番(大倉 博君) 何でそれが失礼なんですか。もらっていないでしょうと言っただけです。

そして、私、この契約書、第2回目のときには、要するに契約する場合には、この業者がどういう決算になっているかということを示してほしいと、かしばが赤字であるか黒字であるかかという。そしたらこんなものが出てきただけで、決算書類が両方とも出てこないんです。だから我々、それは町長は信頼せよとおっしゃったけれども、かしばが現在も黒字か赤字か我々もわかりません。だからそういった業者を選定する場合、それでいいんかどうか。やはり地方自治法、今言ったように指定管理にも、地方自治法のところにもそういったことも、資産を、ちょっと何条か忘れちゃったけれども、書いております。資産も精査せよというようなことも書いております。町長どうですか、今の業者、かしばの経営状態は。言える範囲でそれじゃおっしゃってください。

議長(西岡良祐君) 町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 両者ともに決算書の提示を求めましたが、お断りされました。

議長(西岡良祐君) 大倉博君。

3番(大倉 博君) それじゃ、先ほど言ったように、もうこれは何遍も議論したって物別れですけども、赤字でやっている会社に預けていいんかどうかという問題もやっぱり出てくるんです。大事なことなんですよ、これ。

そして、私も先ほど言いましたように、きのうも京都に行ってきました。いろいろと自分の思っていることを精査して、言うことを言いました。例えばふるさと基金条例のことも、私、もともとこれ疑問もあったんですけども、平成18年にこの改正、5条の第2項、前項の規定にかかわらず、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充当する場合は、基金の全部または一部を処分できると書いております。

もともとこれ、気になっていましたので、その京都府の方に聞きました。おっしゃったのは、改修とか要る場合はええけど、ランニングコストがかかるにはこれはいかなものかと。要するに借金の穴埋めに使うお金はいかなものかとおっしゃってました。ランニングコストですよ、それは。だから僕は、ランニングコストという言葉、聞いていましたけれども、久しぶりにそういうようなことを聞きましたので覚えていますがけれども、ランニングコストに使うのには、それはポンプが壊れた、どこか修理しやあな、そういうところにこの基金を使うというのはいいと思うと。

これが町長、前から言っていますように、もう1億9,000万しか残っていないんです。そうすると、大規模改修とかそういうふうにした場合に、この前のポンプも、去年の2月ごろからポンプのくみ上げが悪くなって、トータル390万、今、月賦で毎月30万払っていますけれども、急に悪くなったり、それとサウナ、あれも今悪くなって、1月からこっちがずっとそのままになっていますね。その費用なんかはふるさと基金から出してもいいと思うんですけれども、ランニングコストはやっぱりだめだとか、そういった言い方をされておりました。

例えばこれ、毎月のこれもあって、寂しいけれども、24年12月が300万円の赤。これはずっと毎月の変動があるから、それは年間到達したらいいんですけれども、たまたまこれをもったら12月は300万の赤。それは毎月の変動があるから、それはいいんですけれども、本当に町長、この業者にやらせていいか。やらせるという言い方は変ですけれども、地方自治法上、関係実務事典とか、やっぱり行政がわからない点は総務省とか法制局とかに聞いた関係実務事典であるんですけれども、その中にもいろいろ書かれています。先ほど言いましたように、ここにも、地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡し、または貸し付けることは禁止されている。先ほど言いましたように、財産を無償または特に低廉な価格で譲渡し、または貸し付けるときは財政の運営上多大の損失をこうむり、財政破綻の原因のみならず、特定の者の利益のために運営がゆがめられることになる。そうなんですよ。

我々が心配するのは、笠置町のインフラ整備も、この役場とかいろんところが、昭和40年代の後半からできて、インフラ整備をやらなん時期に来ております、もうすぐ。いこいの館のところに、そういうふうにあと1億9,000万しか残っていないお金の中で、大規模改修とかいう、恐らく大きな金がかかると思うんです。そして、ボイラーももう16年たって、本当に先ほど言いましたように……。

もう残り5分しかないんですか。まだまだこれやりたいんですけれども、これはほんまに重要なことなんです。だから、これを終わってからやる予定では、もっと細かいこと、そして町長、この前の特別委員会のときに、いこいの特別委員会をやったときに、我々特別委員会が終わって、きょうこれを終わってから、やっぱりいこいの特別委員会はテレビでやろうという話、相談をやっていたときにまだ残っておられて、町長はどう言って退室されましたか。テレビどうのこうのって、えらいけんまくで怒って出られた。そのせいかわかりませんが、テレビをやることの賛成者が3人しかおりませんでした。これこそ恫喝なんです、議会に対して。そんな捨てぜりふを町長が言って退室するという、これは何

ていうことですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 多くの発言をなさいましたので、どこから説明をさせていただければよろしのでしょうか。

まず、ふるさと基金条例の件でございますが、ふるさと基金はほかの会計にも流用できるということ、何年ですか、私の議員時代ですので、可決したことがございます。そして、ふるさと基金の使い道、用途については、自治振興課ではランニングコストに使うのはいかなものかとおっしゃったそうではありますが、そしたらいわゆる議会設備等、インフラの整備には使っていないということのように聞こえます。

それから、この業者でよいのかどうか、それにつきましては皆さん方と協議をしたところでもあります。株式会社かしばにつきましては、皆様方もよく御存じの業者であると思います。

どれだけ信用を置けるのかということではありますが、私は、株式会社かしばは山城病院の食堂部門も担っておられるという業者でもあります。山城病院に入っているからそれでいいのか、そんなものではございません。いろんなところから、かしばというのを検討させていただいた結果、私は、かしばでよいのではないかという議員の意見から、かしばと交渉することでお答えをさせていただいたと思います。

それから、一番最後になると思いますが、テレビのどうのこうのということについては、えらいけんまくで出られたと。私はひとり言を言ったつもりでおります。また、これは議会の話なんだ、お前は口を挟むなということでしたので、私は退席をただけの話です。えらいけんまくで出た覚えは全くございません。大体、私の答弁は以上です。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま基金の話が出ました。いこいの基金じゃなしに、ふるさと基金の話だと思えますけれども、その部分で、第5条の第2項を平成18年に改正しました。これは要は財政状況が著しく困難を生じる場合は、財政調整基金という扱いで、項目をふるさと基金と地域福祉基金を改正させていただいたということでございます。よって、使い方等々につきましては、ふるさと基金は目的基金でございます。いこいの館の出資及び保養施設、グラウンド等々があります。それ以外については、財政調整基金としての役割を果たしていくということで御理解をしていただきたい。

それともう1点、私が口を挟むようで申しわけございませんけれども、指定管理制度でございます。この発端は、御承知かどうかわかりませんが、市町村の財政悪化を防ぐた

めに民間を入れるという制度でございます。その制約につきましては大倉議員が示したことになっておりますが、あくまでそれぞれの市町村が財政をいかに安定させるかという部分でございます。細かい点についてはいろいろあろうかなと思います。リスクを背負ったときのそれぞれの果たす役割等々については、契約の中じゃなしに、覚書やそれぞれの部分で協議をされるというぐあいに聞いておりますので、根底にあるのは、それぞれの市町村の独自性及び財政の状況を勘案した中で制度ができたということは御承知だと思いますので、その辺は頭の中に入れていただきたいと、このように思います。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） これも何度も出していますけれども、18年のその基金ができるまでに、要するに、元町長と元副町長が月賦でずっと750万出していたやつなんですけれども、それはまさしくランニングコスト、後で考えたら、ああそうかなと思って、ランニングコストで使った金がこういう金やったと思ってね。後で考えた場合、この前、ランニングコストと聞いたから、こういった金がまさしく、この前、聞いたときには、こういった金は、賃金の不払いとか、水道、電気代とかおっしゃったから、この金はそういうランニングコストに使っているんじゃないかと、確かにまさしくそうなんです。どうですか、町長、ランニングコストを本当にやめて、有限会社の社長である町長がまたこういう出資をして月賦で返すというの、それは町民に負担をかけるというよりもどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 前任の町長、副町長から融資を受けているというのも事実でございます。これについては、いこいの売り上げから月賦で返済をいたしております。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） だから、これからランニングコストはできるだけ基金から出さないようにお願いしたいと思います。

そして、きょう昼から、これが終わってからまたありますけれども、きょう採決とかそうじゃなしに、これからいろんな議論、本当に一番大切な電気代、水道代をどうするかという議論が、これが一番大切なんです、先ほどから言っているように。どういった文書が出てくるか楽しみにはしていますけれども、それによつては、450万円のうちのお金が、先ほどから言っているようにセコムになんぼ払うとか、そんなところまで契約を、そういった契約もどうされるのかどうか、その辺のところをしっかりと契約内容を見させてもらわなければ、本当にこの経済情勢が悪い中、そしてこの前の25年度の予算でも指摘しましたけれども、

町税とゴルフ場利用税とか、550万減っております。これも京都府の方に言いましたら、えらい金ですとかおっしゃっていましたが、やはりそういうふうに財政事情がどんどん悪くなる。そういうふうなところにいこいばかり構っておれないんです。

最後、もう残り1分なので、あとは最近の、これは答弁とか関係なしに言いますけれども、きのう帰り、京都駅の地下鉄に乗るときに、このまんじゅう、南山城の抹茶使用というまんじゅう、道の駅ができることでこういうのが京都駅のところで売っていました。のぼりを立てて、それをまず見たから、何かなと思うたら、これ150円で売っていました。あんなところでこういうものを売っているんですよ。びっくりしました。最近、南山城は道の駅とか、それから和束は伊根町との、何でしたっけ、ありましたけれども、本当に和束町も元気。笠置町も活性化のために、観光で生きるんだったら、こういうふうなものもやっぱり必要なんです。そしたら、チジのカレーというのが最近できまして、それを3カ所、私、京都に行ったときに土産で持っていきました。なかなかええあんばいです。

そして町長、最後にお願いだけなんですけれども、町の職員、若手がある程度インターネットで採用になって、優秀な人が入ってきております。聞きましたら、南山城村は、今、自治振興課で、この3月に若手が帰ってこられます。そしてその次は、どこの部署か知りませんが、和束町の方が行かれます。笠置町の職員も、若手をできたら2年か3年出向させていただいて、それは本人にとってもいいんです。いろんな人と知り合いになって将来が生きてくるんです。どうか町の職員を、出向の機会があれば出させてください。和束町は1人、ことし、先ほど言いましたように行きます。真ん中の笠置町だけがまだ行っておりません。だから、そういう形でぜひともそういうことを要望します。

そしてもう1点、若手が出ましたので、駐在さんが今度、転勤になるんですけれども、3年目で。その若手の職員が送別会をやっているんです。これ答弁と違うやつ、要望というか、若手の職員が、私はうれしく思いました。私も別のグループで、10人ほどで、送別会に入らへんかと言われて入って、行かしてもらいました。それだけです。

議長（西岡良祐君） 大倉議員、時間が来ておりますので、そういう話は打ち切ってください。

3番（大倉 博君） そういういい話、悪い話ばかり言うとなったらあれなんで。そういうことです。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いろいろお話をいただきました。一番最初は何の話でしたですかね。

（「答弁は要りませんと言いましたから、もういいです。要望だけですから」と

言う者あり)

町長（松本 勇君）　　そうですか。

それから、町職員の出向云々でございますが、私もできればと思っておるんですが、なかなかそういう余裕もございませんので、今後そういったことも考えていきたいと思えます。

議長（西岡良祐君）　これより暫時休憩いたします。

休　　憩　　午前 11 時 47 分

再　　開　　午後 1 時 00 分

議長（西岡良祐君）　休憩前に引き続き再開いたします。

4 番議員、西村典夫君の発言を許します。

4 番（西村典夫君）　4 番、西村です。

4 点ほどについて一般質問をさせていただきます。

初めに、これからの予算編成についてお聞きをします。

質疑でもお聞きをしましたが、当初予算は、歳入より歳出のほうが 1, 500 万ほど多く、基金を崩さなければいけない予算になっております。地方自治体の財政は、無理をしなければ破綻はしない仕組みになっているように思いますが、当初予算のように、歳出が多い予算を続けていけば必ず行き詰まってしまいます。

これからますます税収入も減り、高齢化も進み、扶助費が増してまいります。大きくかじを切りかえるときに来ていると私は考えるようになりました。行政とされて、今後どのような考え方で健全財政にされていこうとされているのか、まずお聞きをします。

議長（西岡良祐君）　総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君）　ただいまの質問にお答えいたします。

今後の行財政運営についてどのように進めていくか、既存の状況でございましたら、数年で財政破綻も招きかねないという御質問をいただいたと思えます。

その中で、今まで取り組んできました行財政改革に、今後はもう少し手を入れた形での対応が小規模町村には必要かなというぐあいに考えております。その中で、笠置町の場合でございましたら、考え方として、今、東部広域連合という一つの地方公共団体が 3 町村で共同事務を行っております。今、3 年目の検証ということで、連合のほうからいろいろ模索というんですか、考えておられます。その中で、共同できる事務事業につきましては、3 町村ですり合わせ等を行った中で、できるものはそちらのほうで共同処理するほうが経費削減につながることであれば、そのような方向でも考えているようにも伺っておりますし、単体で行

うことが非常に財政が厳しくなるとするならば、一つの考え方としまして、相楽郡のほうで組織しております広域圏もございます。そういう部分も踏まえて、小規模町村が今後の行財政運営を行うに当たって、一つの考え方としてそのような方策もあるのではないかと、私のほうはそうのように考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 連合や広域でそういう経費の削減を求められていく、それも結構かと思いますが、単体で毎年、監査意見書に指摘されております対効果の推移、事務事業廃止、単費事業の見直し、各種団体の補助金・交付金の整理、物件費の削減、人件費の抑制、毎年同じ項目が上がってきておりますが、具体的にことは予算を執行しながら検証されて、来年に向けて実行できるものから取り組んでいくべきだと私は思うんですけども、その辺の意気込み、お聞かせください。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えいたします。

ただいま西村議員のほうから種々、物件費、給料、人件費等々の話が出ました。その中で、もう御承知かとは思いますが、物件費につきましては一定、総務財政課のほうで一括購入、一括管理をさせていただいている。これはもう数年やっておりますし、人件費等につきましても、これも御承知だと思いますけれども、これ以上抑制することがええのかどうかといえば非常に厳しい部分がございます。そうかというて、職員の削減ができるのかどうかといえば、地方分権が進んでいる中で、これ以上減らすことは住民サービスの低下につながるおそれもあるのではないかと、いうぐあいにも考えております。

それと、補助費、負担金等々の見直しの部分についても今話がありました。これについては、毎年というんですか、年次的にいろいろ、課長会議、また町長との話し合いの中で、やれる分については今後は当然見直しもしていかなあかんと考えておりますし、その補助費につきましても、目的達成されたものやら、また目的達成される見込みのない等々につきまして一定整理をしていく必要があろうかなと。これは現在進めているところでございます、できるものからやっていきたいと、そのようには考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 削減などで新しい財源を生み出すには必ず痛みが生じますし、いろんな考え方もあります。私は、行政側だけではつらい面があると思いますので、行政、議会、また民間の有識者の方々などで事業仕分けなどをして整理していく、こういうやり方が、行政

丸抱えではなく、一番民主的で町民の方にも理解していただけると私は思うんですけども、そういうことは考えられませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま総務財政課長からお答えをさせていただいたとおりであります。やはり西村議員おっしゃるように、事業の見直し、補助金の見直し、人件費につきましても、やれるだけのことはやっているつもりであります。先ほど答弁いたしました総務財政課長の言葉のとおりであります。今後につきましては、やはり事業の精査を十分に行ってまいりたいと、そんなふうに思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） 事業仕分けのようなこと、される気持ちはございませんか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。西村議員のほうから、町職、また議会、民間の有識者によるものを立ち上げて、一定の事業を見直ししてはどうかという意見をいただきました。小規模町村にとって果たしてそれがええのかどうかという部分がはっきり言うてあると思います。人口が1, 500人の中で、見える行政をやっていく中で、有識者の意見も必要とは思いますが、その中で、我々が担当している事務事業をまず見直すべきかなと。それで、先ほどもおっしゃっていただいたとおり、それぞれが痛みを分け合うような形での部分で、住民の方々に理解をしてもらえるような見直しをまずは行政の中で考えていきたいと、そのように思っております。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） 必ず検討をお願いいたします。

新しい財源を見出すには、みんなで積み上げていく財源をつくり出すことが一番の理想であります。私はいつも言っておりますキーワードは、ごみの処理のやり方と介護予防、私はこの2点が大きなウエートを占めていると思っております。どちらもやればやるほど効果が上がります、社会にも個人にもメリットがあります。町長も、ごみ処理にはお金がかかり過ぎていと言われておりますが、予算には反映をされておられません。具体的なアクションを期待しますが、どうでしょうか。

もう1点、介護予防に努めれば、介護、健康保険も連動して給付費が下がります。何よりも介護予防、意気込みをお聞かせください。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 介護予防の関係について答弁させていただきます。

介護予防につきましては、当然、介護保険特別会計で一次、二次予防事業、それから一般施策で、健康相談を含めまして各集落を回らせていただくすこやか元気クラブというのがメインになりまして、それだけじゃないんですけれども、メインにさせていただいて、より以上の拡充を計画しているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ごみ処理につきましては、やはり町の財政を圧迫しているのも事実でございます。全て含めて約1億円ですか、かかっております。これの削減をすべく、ただいま東部3カ町村によりますごみの一元化という処理を現在は行っているところです。これの効果につきましては、私、今ちょっと試算を持ち合わせておりませんが、3月いっぱい収集業務の業者等も決まる予定でおります。そうしたことで現在進めておりますのは、東部連合による一元化によって、ごみの処理を少しでも削減するよという事で、現在努力しているところでございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） すぐにできること、また、中長期的にかかることはありますけれども、すぐにできることから、私はアクションを起こしていただきたいと思います。

次に、災害についてお聞きをします。

死者1万5,881人、震災関連死2,303人、行方不明2,676人、今もなお31万5,000人の方が避難、11万1,000人の方が仮設住宅の生活。あれから2年を過ぎましたが、今なおこのような状況です。3月11日の新聞にこう書かれておりました。全国、全世界の皆さんに呼びかけたい、被災地のことをもっと知ろう、それぞれの立場でできることを目指そう、悲しみあふれるあの震災からわずか2年しかたないのだから。地震、津波、原発事故の3つが複雑に絡み合う被害はまだ幾らも救われてはいない。被災した人々の苦しみに思いをはせ、少しでもいいからできることをやり続ける、それが同時代を生きる私たちの義務だと思う。日本は一つ、心は一つと私たちも誓い合いました。そういう思いをいつまでも持ち続け、発信し続けなければなりません。町としてもそういう姿勢を持ち続けていただきたい。町長の思いをお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） さきの3.11震災につきましては、非常に多くの犠牲者が出ております。現在も避難生活を余儀なくされている方が、先ほど31万人とおっしゃいましたが、い

らっしゃるわけでございます。やはり日本人のよさ、日本の文化のよさというのが、私はこの震災で特にあらわれているのではないかな、みんなで助け合おうという気持ちが非常に前向きに出てきているように思います。京都府においても人的支援を現在も募っておられます。当町においては残念ながらそういう余裕もございませんので、震災当時にはこちらからも派遣をいたしておりますが、現在、残念ながらその余裕はございません。事あるごとに震災に対する募金等も行ってまいりたいと思います。その節には御協力のほどお願いを申し上げます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） そういう思いをいつまでも町として発信をしていただきたいと思います。

地震、津波、原発事故。原発事故については終わりのない戦い、変えることができる当てもない。もう二度と原発事故を起こしてはいけません。7割を超える国民の皆さんはノーモア原発と言われている中で、政府は再起動ありきの見直しを宣言されております。地震大国の日本は原発は再稼働させてはいけません。福島原発近くで被災された方、放射能のおかげで捜索もされず置き去りにされ、しばらくしてから泥水の中から遺体を捜されたそうです。そんな悲劇を二度と起こしてはなりません。

全国各地で再生エネルギーの取り組みが必要です。その規模が大きいとか小さいとかは関係ありません。そういう姿勢を内外に示すことが私は大事だと思います。笠置町でもぜひ再生エネルギーに取り組んでいただきたいと思います。25年度には京都府の地域公募型公共工事に取り組むとされております。その中に必ず再生エネルギーの取り組みを入れていただきたいと思いますが、町長、どうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

原発ゼロに対する我々の取り組み、あるいは発言であります。やはり危険なものはできるだけ排除するにこしたことはないかとも思います。しかし、こういった大きな問題は、我々も当然声を上げるべきだと思いますが、国の施策でもあると思います。国にもそういった発信をできればなどはと思いますが、国の施策に委ねざるを得ないというのも現状の姿であると思います。

それから、それに関して再生エネルギーを考えたらどうか、また小水力発電を考えたらどうかということでもあります。

再生可能エネルギーにつきましては、当町では平成22年、25年、環境省の調査事業に

よりまして、低炭素・循環型社会をつくろうということで、一応調査結果がまとまっております。また、平成23年度には、緑の分権改革等でエネルギー問題を考えているところでございます。

それから、小水力発電でございますが、先ほど地域主導型とおっしゃいましたが、これは具体的にまだ地域委員会の中でまとめている段階でございますが、笠置町内を流れる河川を、市民の憩いの場としてと同時に小水力もできればなということで、計画を立てていただいているところでございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 必ず実現されるように期待をしております。

続いて、防災マップについてお聞きをします。

原本はできていると思いますが、きちんと製本にされるまで関係団体、例えば防災会議など開かれて、最終的な調整、確認をされてから作成されるべきと思いますが、どういう予定をされていますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。防災マップの作成につきましては、過日の一般会計で承認していただきまして、25年度に入りましたら早々、取りかかっていきたいと考えております。その際には当然、この防災マップをつくるに当たって、各区長さんを初めとする各区民の皆様方に協力をしていただいております。その中で、つくる前には我々、出していただいた部分で、こういうものをつくりたいんですけどもということで、区長さんとは相談は申し上げた中で事業を進めていきたいと、まずはそのように考えております。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 作成された後、気づかれたりする点もあるかと思っておりますので、ぜひ最終チェックをしていただきたいと思います。

私は、防災会議を開かれて、ここで討議も議論も必要かと思っております。杉岡議員からも何回も指摘をされております。防災会議は定期的にかかれるべき、私もそう思います。その中で防災委員の方の中に女性の方、おられますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 防災会議の委員の中で女性の方はおられますかということでございますけれども、現在では男性の方のみの委員でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） どんな分野にでも女性の立場からの視点というのは必ず必要でありますから、ぜひ女性委員の登用をされるべきと私は考えます。

防災マップ、各戸配布されると思いますが、ぜひ配布された後、区ごとに説明会などを開かれて、十分に周知をしていただきたい。その点はどうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 防災マップをそれぞれ各区のほうへ説明に来いという話でございますけれども、現在のところ、先ほど申し上げましたとおり、作成をするに当たり区長さんに最終確認をしていただいた中でつくり上げたいと、その後のことについては、現在のところ、今の段階では考えておりません。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 防災意識を高めていただくためにも、そういうことは私は必要かと思えます。

次に、災害時における要援護者対策についてお聞きをします。

東日本大震災のときも、救助され助かった人は全体の8割に及んだと報告をされております。何よりも弱者と言われる方々への避難援助が重要であります。笠置町は援助を必要とされる方の名簿は作成されておりますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 要援護者支援リストとして作成しておりまして、実施機関内で共有しております。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） その名簿作成に当たって、どのような形で作成されたんでしょうか。行政側から必要であろうと思われる方をピックアップされたのか、それともアンケートのようなものをされ、希望される方を募られたのか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） データの抽出の方法でございますが、個人情報保護条例の規定に基づいて実施機関内で個人情報を取得しております。ほかの町村でよくとられます手上げ方式ではございません。実施機関内の責任で要援護者リストを作成しております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） 今、妊婦の方とか乳幼児のおられる方、また認知症にかかっておられる方、そういう方も援助してほしいと希望されている方もおられるとお聞きします。何らかの形でこのような方々の希望も組み入れられるような手だては私は必要ではないかと思いますが、その辺はどうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 現在取得しておりますデータの種類でございますが、介護保険認定 65 歳以上の独居あるいは 65 歳以上のみの世帯、それから災害時に自力避難が困難で支援が必要な方、この中には障害者の方、介護認定を受けておられませんが、やはり同程度の困難者という方をつかんでおります。しかしながら、今言われました妊婦等については、情報は入っていない状況でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） ぜひともそういう方々の情報を得られたく要望します。

国は、そういう方々を自治体で一人一人について氏名、住所、家族構成、支援者、避難場所などを細かく把握する必要があると指導をされております。笠置町はこのような個別計画、立てておられますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 現在、その情報は、先ほど説明させていただきましたが、実施機関内で共有をしている。その個人情報保護条例の規定の中では、生命、身体に緊急やむを得ない場合は情報の共有化を図ることができることとありまして、その場合とは、現在、笠置町での見解は、災害対策本部の設置等が必要でなかろうかと思っております。したがって、それに基づいた訓練等々については、個人情報保護条例に基づきますと困難というふうな判断になります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） 結局つくっておられない、そういうことで判断したらいいんですね。

今、課長のほうからも個人情報の扱いが大きな壁になっておると聞きました。でも何よりも命です。個人情報の開示、共有する。必要の人のためにできるように、きちんと条例をつくる必要があるのではないかと私は思いますが、その辺はどうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございますが、個人情報を守る立場と共有化を図る立場というのは常に相反するものでございます。それを条例化、2つ持つということは

非常に混乱を招くおそれもあります。今の立場としましては、個人情報保護条例に基づいて生命、財産を守っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 国がガイドラインをつくって、そういう要援護者の方の氏名、住所、家族構成、支援者、避難場所をつくりなさいと、国がそういう指導をしておるわけで、なぜ町がそういうことに取り組みられないのか、私はちょっと理解できないんですが、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 個別支援計画については、いまだ義務化はされていないはずですが。笠置町の今の立場は、支援者リストをつくっています。それに基づいて、災害の発生のおそれがある場合なんかは即座に対応をすることが可能だというふうに判断しています。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 最近の新聞にアンケートの結果が載っておりました。個別計画を持っておるか持っておらないか、京滋全市町村にわたっての調査結果であります。個別計画を持っていないというのが京滋の市町村の中で笠置町と3つだけです。あとの市町村は全部つくられております。こういうことを考えても、ぜひ取り組むべきではありませんか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 現在の笠置町の立場を申し上げたということで御理解いただきたいんですけども、笠置町一人一人、この方に危険が及んだらこの方が助けに行くというふうな計画が個別計画というふうに理解しておりますが、笠置町は御承知のとおり、どこが安全でどこが危険かというふうな判断が非常に難しい地域でございます。その個別計画の策定につきましては所管課がまたがりますので、協議の上、対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私は、行政を交え、消防団や民生委員の方、また区の役員の方が一つのテーブルに着いて、一人一人援護策をつくり上げていく、こういう姿が私は一番望ましいのではないかと考えております。ぜひそういうことを取り組んでいただきたい、そういうことを要望します。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。要援護者に対する避難誘導等々につきまして、住民課長が、笠置町の個人情報保護条例に基づいてやっていくという部分でございます。その中で課長が申しあげました、笠置町は、万が一警報等が出た場合、対策本部を即設置をさせていただいております。その対策本部の設置に基づきまして、総務財政課が所管になりますけれども、各区長様方にまずは避難場所をあけてくださいと、そのようにお願いします。それで、区長さんが対応し切れない部分、例えば公共施設で産業振興会館でございましたら、対策本部の人員がそこへ出向いて入るわけでございます。その中で、例えば土砂災害レベルが3に達したときに避難が必要となったときには、これも西村議員から数年来、質問をしていただいております。消防団、民生委員さん等々、また区を頭にしまして、その方々と十分協議をした中で避難誘導はさせていただきたいというぐあいに思っております。

その中で、今後、個別計画はつくれないとしても、民生委員さん、また消防団、区と、それぞれで話し合いを持つ場が今後は必要になってこようかなと思います。その際には、それぞれの実情に応じた、そのときのケースに応じて、どういうぐあいに避難したらええのか、それはまた個別的な案件として各区と協議をさせていただきたい。というのは、笠置町がこのような地形で、どこが安全なのか、どこが危ないのか、避難場所も土砂災害のレベルで言えばイエローもレッドゾーンもあります。果たしてレッドゾーンへ避難するのがええのかどうか、そういう部分もそのケースに応じて対応をしていきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長の答弁の中に避難訓練の話が出ております。私は非常に大事なことだと考えております。要援護者の方も含めて町全体の避難訓練をする必要があるかと思っておりますが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。私は避難訓練と言った記憶はないんですけれども、要は、それぞれの関係機関と十分協議をした中で、必要とするならば、それを踏まえた中でケース・バイ・ケースに応じて対応を考えていきたいと、そのように申し上げたつもりです。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 個人情報の条例化をすべきではと言ったわけは、区長さんだとか消防団

の方とか民生委員の方にそういう個人情報共有してもらわなければならないわけですが、やっぱりそれはそれなりに重いものでありますから責任も感じられるわけです。でも、条例があれば少しでも動きやすくなれるのではないかと、そういう思いで、私は条例をつくったらどうかということを提案させていただいております。

次に移ります。生活保護基準の改正についてお聞きをします。

政府は、ことし8月から3年かけて、毎日の生活費の食費や光熱費に係る生活扶助基準を6.3%、670億円の削減をされようとしております。この生活保護基準見直しについてはいろんな考え方があろうかと思いますが、それによる影響が心配をされます。

生活保護の支給の基準額が目安となっている学用品や制服代、修学旅行費などを助成する就学援助、保育料の軽減、国民年金保険料の免除、国民健康保険料軽減、介護保険料軽減など38項目に及ぶとされております。基準額が下がると、保護を受けないでぎりぎり頑張っておられる準要援護者の方で、今まで支給対象になっていたのに受けられなくなることが発生する可能性があります。政府は、こういうことが起こらないよう自治体に要請していると報道をされております。自治体の裁量で助成、援助できることを決められるのはどういう制度がありますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの生活保護基準の見直しについてでございますが、御質問のありましたとおり多岐に影響はわたります。その下げることの是非はさておいて、それによって笠置町の影響を受ける場所ということで御質問あったところですが、本当にこれも多岐にわたります。その多くは、今後の税制改正の議論の中で、一定の指針というのを持って検討することとされています。その指針が町村に影響してくる。例えば、先ほどありました介護保険料を例にとってみますと、去年御議論いただいた基準額というのがございますが、この基準額の中で、生活保護を受けておられる方はその基準額の0.5という、生活保護の方でも介護保険料はいただいている。それは国のほうから保護を受けているお金なんです、そういう額を決定しています。

生活保護の廃止を判断するに当たりまして、介護保険料だけにかかわらず、国保税などを負担してもなお、その方の今後の生活を継続できるかどうか十分に配慮して保護の判断をなさうというふうなことを国が、笠置町の場合はもう御承知のとおり、町独自で判断しているわけではございませんで、福祉事務所、いわゆる山城南保健所が判断しておりますが、そういうことを配慮して生活保護の決定をなさうというふうな指導が参っております。市

でしたら直で決められますので、それが判断基準になろうかと思えます。独自で決める分野になろうかと思えます。

それからもう一つ、保育料の場合をとりますと、第1階層から第11階層だったと思うんですが、そういう階層で国の基準に基づいて決定させていただいております。当然、保護を受けられている世帯については保育料は全額免除となっております。第2階層で住民税非課税世帯の保育料の額が決定されておまして、今回、特に困窮していると市町村長が認めた世帯については無料とすることが可能という指針が出ます。これは当然、国の指針でございますので、町のほうもこれに準じて取り扱う、行うというふうなことになるかと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 例えば就学援助をとりますと、ほかの市町村では、生活保護基準の1.1%以内の方にはそういう軽減をすると、そのようなことも決まっていると思うんですが、笠置町の場合はそういうことは決められてはおられないんですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問で、就学援助の関係については部門が教育委員会になりますので、明確な回答は避けさせていただくんですが、対応一覧の中に若干の文言が記載しておりますので、それを参考にいただければと思います。就学援助制度における学用品等の支給につきましては、生活保護基準の見直しによる影響ができる限り生じないよう、文部科学省において対応を今検討しているというふうなことでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） わかりました。基準額が下がって、今まで受けられていた権利を機械的に切り捨て、そういうことのないような行政を進めていただきたいと思います。

次に、笠置山線と不動谷川についてお聞きをします。

まず、笠置山線についてお聞きします。

今回の補正でいろいろ質疑がなされました。予算は減額されましたが、25年度中につきながら、27年度にはテープカットできる。また、災害をも注意しながら工事を進めていくと答弁をいただいております。

工事の内容について少しお聞きをします。山線の総延長は何メートルあるんですか。幅5メートルと聞いておりますが、車道の幅なのか側溝も含めた道路付近なのか、また、最大

の勾配は何%なのか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、笠置山線につきましては、まず幅員とおっしゃいましたが、幅員は5メートルというふうに言うています。これは全幅5メートルで、実際は路肩を含めて、車道という言い方は違うんですけども、4メートルプラス0.5が両端ということで、全幅5メートルの道路になっています。センターラインがなしの1車線道路です。イメージとしましては、道路の管轄というのが違いますけれども、三国越線、横断林道というのがございますけれども、あれが5メートルになっていると思います。あのぐらいの感じの道路になります。

それから、総延長が841.6メートルです。それと、勾配と言われましたけれども、最大で12%になります。角度で言いましたら約6.8度になると思います。そのぐらいの感じですよ。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今お聞きしました勾配ですが、普通、定期バスが通行できる勾配は7%が限度です。12%と言えばちょっと想像できないんですが、今ある町道でどのあたりに相当するのでしょうか。その勾配に対してどんな措置をされておりますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 12%というのが、本来でしたら道路構造令の特例の部分を使っておりまして、12%までももちろん許されるということでございますので、普通の道路として十分通行できる道路になっております。

町内で、その12%がどこかというのがちょっとわからないんですけども、例えば町道笠置有市線と交差する一番きつい線がございますけれども、北部側から上っていきまして、笠置有市線の一番頂上に当たる部分ですけども、あそこはそれの倍近くあるかと思えます。ちょっと正確な数字というのははかっておりませんが、12%がどこかというのは、私ども資料を持ち合わせておりませんので、申しわけないですけども、そのぐらいの数字だと認識していただけたらと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 擁壁には緑化ブロックが施工されると聞いております。新たな観光を生み出すところですから、どのようなものを植栽されようと考えておられるのか。また、道路脇にはぜひ桜が植栽できるよう手だてを考えていただきたい。その2点、どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 緑化ブロックのことですが、植栽は、史跡名勝の関係で、その事前協議で、許可の関係の中ではありますが、できるだけ現代の山にあるようなものに近いものというような指摘がございまして、今考えておりますのはヤマハギとかヤマハゼ、それとヒサカキというのが、実際植えられるかわからないんですけども、よく言うビシャコというやつなんですけれども、そういうものを考えております。

それと、緑化ブロックのところには桜は植えられませんが、ほかのカーブの中で、道路の路側の部分であいているところができますので、そこには桜を植えるという計画もございまして。ただし、桜はソメイヨシノではなしに山桜系をお願いするというので、文科庁のほうから言われております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） わかりました。

工事中も災害が心配されますが、完成してからも心配はなくなりません。側溝が詰まって、道路上を雨水が走って谷に一気に落ちる、そういうことを防ぐためにも、箇所箇所のますには必ずスクリーンが必要だと思います。また、側溝の水をどの場所に落とされようと考えておられるのか、これは私は大きな問題と思うんですが、どのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 側溝の水の落とす場所なんですけど、大きな話としましては、現在水が流れております谷に大きく分けて、余り大きく変えないということが原則でスタートしております、計画は。大きく分けますと、道路の水が流れてくるんですけども、4カ所に分かります。ゴルフ場側から言いますと、ゴルフ場側のほうに現在ある道路がありますが、そちらに来ます。それと途中で1カ所、南笠置側じゃなしに、東山というんですか、反対側のほうに落ちる谷があります。それから、現在、途中で六角道に入るところから南笠置向き、南部向きのほうに落ちる谷がございまして。それと、最後にもう1カ所が水晶谷のほうに集まる谷になります。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 道路幅5メートルとお聞きしました。前にもお聞きしたんですけども、バスが通行できる幅です。奈良からですと柳生の中の中道を通ると、ほんの少しだけ笠置山添線を通れば山線に入ります。そのわずかな距離が大型車両通行禁止です。バスが山線に入れるような手だては考えておられるのかおられないのか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 笠置山線自体が1車線ではございますが、大型車両は通れます。

以前にもお話しありましたように、笠置山添線の一部が大型車は通行できないということになっておりまして、もし今のままで道路が完成しましたら、道路としては通れるんですが、入ってこれないということがございますが、この道路ができましたら、実際、道路の使い方というのが現在とは大きく変わるのではないかと思います。

それに向けて、もし大型車が入れるようにするためには、公安委員会とか道路管理者とかいろんな関係がありますが、どういう方法からそういう手続をしていくのか、またそういう話を持っていくのかというのがございますが、これは観光とも関連しますので、今、どういうふうにするというのは申し上げられませんが、必ずそういう検討をしていく必要がある時期が来ますので、早いうちから、どういうふうにしたらよいかというのは、研究したいと思います。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 柳生には、ショウブの季節など観光バスがよく来ます。バスが入れるようになりますと笠置山のにぎわいにつながります。ぜひ取り組んでいただきたい。町長、その辺、ちょっと意気込みをお聞かせください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 観光振興につきましては、柳生と笠置、深いつながりがあるかと思えます。いこいの館も柳生のお客さんを送迎したり、いろんな事業を行っているわけでありませう。柳生までは大型バスで来られると思います。その大型バスが笠置山の山上まで入れるということになってきますと、やはり笠置の観光に大きく寄与していくものだと思います。これから前向きに、柳生とも、あるいは公安委員会とも検討してまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、東部の不動谷川についてお聞きします。

府の工事ですが、10年計画で上流に砂防ダム2基をつくる計画と聞いております。経過、半分過ぎての進捗状況、まずお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 京都府が実施しております不動谷川の砂防事業でございますが、現在の状況を京都府に確認しましたところ、大きく3つに分かれまして、砂防堰堤が全体の

計画で2つあって、それとそれに伴う副堰堤、流路というんですか、その分がございます。現在、1個目の堰堤が完成して、平成25年度から2個目の堰堤にかかるというふうに聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、工事されているのに工事用進入道路が仮設をされております。仮設といっても立派な道路です。私も何回か通りましたが、個人的な意見であります、工事が終わってもこのまま残していただいたら、地元の方の防災道路、生活道路になるのではと思います。もとに戻すのはもったいなく思いますし、費用も府も町も助かります。何よりも区や地権者の方の御意見が尊重されなければいけません、あと5年ほどの工事とお聞きしました。こういう話でも工事と並行して取り組まれたらと思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 不動谷川の工事用道路ですが、おっしゃるとおり立派な道路ができておまして、約4年ぐらいたっておりますので、しっかりした道路になっています。

おっしゃるように、道路としては大変もったいないような道路になっておりますが、この道路につきましては、以前にも申し上げたかも知れませんが、スタートから京都府と土地の所有者の間で借地契約がされまして、当初の契約では、完成後は道路を撤去してもとの形に復帰するというようになっておるとのことです。

ただし、おっしゃるように、道路としても残していくというような意向が強ければ、そっちのほうに向ける必要も十分あると思います。まだ今のところ、個々にはそういう話もあるかと思いますが、皆さんの集約した意見というのはまだ聞くところには至っておりませんが、あと約5年ほどかかるかと思っておりますので、最終的にはどうなるかというのは、京都府も交えまして、あとまた地元の意見を聞きまして、その辺の調整をして、町としても今後の道路のあり方も考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） どうか前向きに話を進めていただきたいと思います。

いこいの館についてお聞きをします。

私は、いこいの館は何とか存続させなければいけないと考えます。何よりも町民の皆様の健康、福祉に大いに役立っているからです。こういう施設にはそれなりの補填はしかるべきと考えます。それに内外のイベントの中心を担っております。この前の日曜日も、マラソンのゴール地点になって、300名近くの方が笠置に来られ、風呂も利用していただきました。

問題は赤字が大き過ぎること、その負担を町が背負う、この図式を変えることが存続の条件です。

まずお聞きをします。閉館したほうがいいと言われる方もおられます。そのような考え方も尊重しますが、もし閉館となれば、デイサービスは別な場所に確保しなければいけませんし、いこいの館の最低限の維持管理代は必要となります。どれぐらい経費が必要なのか試算されておりますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） まず、西村議員、ぜひ存続されるべきということであります。私も存続するべきと考えておまして、閉館するときの試算は考えたことはございません。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） ちょっと意外な答弁をいただきました。もしも閉館しても幾らかかるか試算をされておらない、そういうことなんですか。わかりました。

あと、起債は幾ら残ってあと何年かかるのか、そのことをお聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。いこいの館に係る起債の残高でございますけれども、正式な数字がちょっと今、手持ちの資料ございませんけれども、ざっと1億7,000万から1億9,000万ぐらいだったかなと思います。

ただ、先ほど、もし閉館された場合、町長のほうはいこいにかかわる経費は算出されていないということでございますけれども、万が一閉館となった場合、この起債の残高は繰り上げ償還する必要があるかなと。閉館された場合の話です。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 町長は初め、いこいの館を指定管理にしたいと言われておりましたが、わかさぎの財産もあり、莫大な費用がかかり、できないと言われております。私は、例えば町の土地に町農家で作ったゲートボール場など、なぜいこいの財産になるのか理解できないのですが、どういう過程なのでしょう。この際、わかさぎの財産、権利放棄、財産放棄されて、町に寄附するといった措置はとれないのでしょうか。これから先、そうしておいたほうが私は動きがとりやすいと思うのですが、その辺はどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 指定管理云々は別といたしまして、指定管理には、いわゆる町有財産にしなければ指定管理には回らないという説明を私はしたと思います。よって、有限会社わか

さぎの持っている資産の清算については高額な金額がかかりますということも申しあげました。

その中で、現在わかさが所有している資産、例えばゲートボール場なんかは、町がお金を出しながら何でわかさぎの資産になっているのかという御質問だと思います。当時の議会でいろいろ議論された結果であろうと私は思います。当時、たしか7,000万ぐらいの予算を組まれて、ゲートボール場、それから野菜売り場、温泉のくみ上げポンプ、それから館のカーペットというんですか、そういったものを修理された記憶をしているんですが、その中で、資産は全て有限会社わかさぎの償却資産としてやっております。その辺の経過については私も定かではございませんので、回答申し上げかねるんですが、そういった財産を放棄されたらどうかということでもあります。

これから第三セクターという形で、有限会社わかさぎ、あるいは株式会社かしばの御協力をいただきながら、いこいの館を運営していくについては、今のところ財産放棄というわけにはいかないだろうと思います。いろんな方法を税理士とも相談してみたんですが、全て一足一番、放棄というわけにはいかんでしょうと。また、町が持っております株ですね、これとの相殺も商法上できないということでございまして、いろんなことを考えてみたんですが、現在の状況が私はいし方がない、ベストであるということを考えております。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 朝から総務省のいろんな話が出ておりましたけれども、総務省が第三セクターにかかわっている自治体に対して調査したと報道されております。調査の内容はどのようなものであったのか、また、どのように返答されたのかをお聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

三セクにかかわる調査物つきましては非常に多くございまして、設立年月日から決算状況等々までのやつを全て報告をさせていただいております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） もう1点、破綻したときの事業の清算にも言及をされておりました。いこいの館は該当しますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

この三セクの調査の中では、破綻にかかわる質問項目はございません。

ただ、三セクが破綻した場合の取り扱い等につきましては、先ほど町長が申し上げていますとおり、相殺できる部分やら相殺できない部分があります。ただ、一つの考え方として、三セクを生き返らせるための三セク債、要は三セクの起債はあります。ただ、これも条件がございまして、その起債を起こす際には財政上好転するのが条件でございます。よって、起債を借り入れたことによって逆にマイナスになれば、それはまた全額一括返還ということにもなりかねませんので、その辺は見きわめながら対応をさせていただいていると、そういうことでございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） もう時間が迫ってきました。あと2点だけ確認をさせていただきます。

今回の契約において、かしばが赤字経営になったとき、町の補填は一切しないということを確認をさせていただきたい。また、そういうことを覚書にでも明文化されるべきと思います。

もう1点、食の部分を委託すれば黒字に必ずなると言われておりました。私はこの件に関して何回も質問をしていましたが、答弁はいつも、社会情勢の変化で入り込み数が少なくなったという返答しかいただいておりません。私は何かがかぶっているのではないかと、そういうことに対しては明確な答弁をいただいていたわけですが、今回の契約の内容、私は笠置町の浮沈を握っていると言っても過言ではないと思います。もう二度と失敗は許されません。町長とされて、その責任を全うできると自信を持って提示をしていただいたんでしょうか。最後にお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 今回の株式会社かしばとの契約についてであります。赤字の出たときの補填はしないというのは当然のことだと思います。契約書の中身を御存じかとも思いますが、保証金を預かっております。それがための保証金であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

食の部分を除いたら黒字になると、確かに議員の皆さん方にもその資料を御提示申し上げていると思います。そうした中で、私は黒字になるということを申し上げたわけであり。今後の経営については、株式会社かしばがその全責任を持って当たっていただければと思っております。私は、このかしばの営業手腕に期待をしていきたいと、そんなふうに思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） 最後の言葉、町長から一言お聞きしたいです。町長とされて、その責任を全うできると自信を持って提示していただいた、そのように理解していいですか。一言だけお願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議員おっしゃるとおりでございます。私は、かしばを全面的に信用していきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） 私の質問を終わります。

議長（西岡良・君） これより 10 分間休憩します。

休 憩 午後 2 時 0 8 分

再 開 午後 2 時 1 9 分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開します。

5 番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5 番（瀧口一弥君） 5 番議員、瀧口です。質問いたします。

まず、JR 関西線の電化複線化促進事業について質問いたします。

まず、この問題ですけれども、目的を達成するためには乗降客の増加を図らなければなりません。そのために、町としては今までどのような取り組みをされてこられたのか、またこれからどうされるのか、3 点ほどお聞きしたいと思います。質問がちょっと細分化されますので、3 点行いますが、1 点ずつ回答なされますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、駅前の照明についてですけれども、非常に夜暗いと。治安上も安全上もちょっと問題があるのではないかと、もうちょっと照明のほうを明るくしたらどうかという乗降客の御意見をお聞きいたしました。また、JR 笠置駅、「至る JR 笠置駅」という案内板が小さくて見にくい、わからんから、駅はどこにあるのかと、よく観光客の方に聞かれるときがございます。そうした問題は今までどのようにされてこられたのか、また、今後、照明等、道案内等拡充なさるのかと、そういう点がございますかどうか、まずお聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 瀧口議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

JR 笠置駅周辺の照明が非常に暗い、また駅の案内板が小さ過ぎて見えづらい、これらに対してどのように対処するのかという御質問であります。駅の照明等につきましては、照明は商工会で以前つけていただいたと思います。その照明には町内商店街の案内板があった、

広告を兼ねての照明であったと記憶をいたしております。そういった照明が、多分、球が切れているか何かだと思います。関係する商工会、観光協会とも再度打ち合わせをいたしまして、対処させていただきたいと思います。

それから、駅の案内板が小さいということですが、担当課で再度検討させていただいて、対処させていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

わかりました。できるだけ早いこと、早急に対策を講じていただけるようお願い申し上げます。

2点目ですけれども、先ほど向出議員が御質問なさいましたけれども、プラットホームまで行くのに大変困難であると。困難であるから線路を横切っておられる方もおられると、これは大変危険やからどうすんねんというお話が出ておりましたけれども、エレベーターをつけたら一番早いやないかという、これは費用的に無理があるので、これは没であると伺いましたけれども、1点提案ですけれども、質疑やなしに提案なんですけれども、まず駅員さんにお聞きしたところ、プラットホーム、改札側と向こう側ございます。電車通過するのに、向こう側だけの利用にして、こちら側は線路はあってもとめんようにせよと。そしたら線路を渡っても、電車は通らへんから完全に安全であるという問題をまず提示したいと思いますが、これについて、できる、できないとか、こういう計画があるということがありましたらお答え願いたいと思いますけれども、よろしく頼みます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

今、瀧口議員がおっしゃるように、ホーム片側だけを、今使っております上りホームだけを使って、線路を渡っていくというのが一番安全であるという、それが一番現実的な方法かとも思います。

しかし、問題は対向する場所がないのではないかと。笠置でほとんどの列車が対向するようにダイヤが組まれているように思います。そういったことが、もし片側のホームだけ利用することができれば、それにこしたことはないと思いますが、それによって対向が大河原駅に移っていく。大河原駅に移ることによって本数が少なくなったり、いろんなことが考えられるのではないかなと思います。

一番いいのは、エレベーターをつければいいんですが、エレベーターの費用は本当に高額

にかかるそうです。エレベーターの設置基準というのは、1日の乗降客が5,000人が必要だということを聞いております。そういったことを考えますと、エレベーターよりも、今、瀧口議員おっしゃるように、ホームを1つに限定して、線路を渡れるような形が一番現実的かとも思うんですが、しかしその辺もJR側と再度話をしてみたいと思います。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 先ほど質問した件でございますけれども、駅員の方に聞きますと、何かポイント操作で上りの列車がホームに着いていると。その間、下りの列車は、ポイントを切りかえるまで駅の外で待ってたら、できんこともないというお話を聞きましたけれども、そのためにはポイント設置とポイントに人員を配置せなきゃならんから、それはそれでまた結構経費かかりまっせというお話を聞いたことがあります。それも含めてできる限り、何とか乗降客が階段を上り下りせんでも行けるように、片側だけのプラットホームで利用できるように、計画をできるようにしていただいたらありがたいなと思います。

それで、このJR複線化というような問題はまだまだ遠い先の話であると思えますけれども、今、現状維持か減っておるのかちょっとはっきりわかりませんが、このままの状態が続くと、ますます廃線にもなりかねないので、乗降客の増加を図りたいと思います。その意味で3点目の質問をさせていただきます。

無料の乗降客用の駐車場を設置してはいかがですかと。その問題について考えておられることがありましたら、まず答弁願いたいと思います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先ほど瀧口議員のほうから廃線のどうのこうのという話が出ましたが、現実あるそうです。しかし、電化促進同盟、電化促進会等々、そういったことに真っ向から反対をしているという状況にあるそうです。

やはりJR、民営化になりましたからは、まず収支がどのようになっているかという、そのところが一番大きな問題になっているようであります。笠置町から大阪へ行くのに、隣の加茂町で乗りかえなければならないという不便さは、皆さん方はもう御存じかとも思いますし、笠置町の人口の減少もその要因の一つかとも私は思います。

以前には電化の話があったようであります。しかし、以前のことを今振り返しても仕方がございませんが、やはり現在は、私、笠置町長としてJR西日本のほうに、ある国会議員を使いながら個別にお願いに行っているのも事実です。国のほうにもその陳情に上がっておりますが、現実、無理だそうです。

お客様にふやすために無料の駐車場を設置したらどうかということではありますが、その場所がどこにあるかというのが一番大きな問題になろうかと思えます。今、通勤客が一部使っておられますのは、いこいの駐車場を使っておられる方もあるようでございます。やはり使えるところはそういった形で使っていただいてもいいのではないかと。残念ながら笠置駅付近にその場所がないのも事実であります。そういったことで、現実、非常にしんどいなということでもあります。以上です。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） おっしゃるとおり、無料駐車場をつくれと、ちょっといこいのほうを無断で使っている方もおられると。この無断で使っておられる方に関しても、私、思うんですけども、石田議員さんがよく御指摘になられますが、町として借りておられる観光バス用の駐車場、年額100万円払っているとお聞きしておりますけれども、あそこを通勤客に限り、笠置町の買い物客に限り開放しますよと、大っぴらに手を挙げて開放なさいますと、ひょっとしたら笠置駅を使った通勤客がふえるかもわからない。私の一つの提案ですけれども、年間に数万円しか上がらへんバスの駐車場、そのまま放っておくのはもったいないから、あそこを通勤なさっている方はもう大っぴらに使ってくださいと、そういうぐあいに開放されたら、ひょっとしたらもう少し乗降客もふえるのではないかと思います。

それから、一月ほど前にテレビで見たんですけれども、JR電化は非常に難しい。何でや言うたら、トンネルがあって、その上に架線かけんなんから、電車のパンタグラフが引っかかるからできないというお答えだったんですけれども、一月ほど前、テレビを見ますと、バッテリーで走る、40キロほどバッテリーで行けると、電車が。だからパンタを下げてトンネルを通過できるから、まさに関西線のためにつくったような電車ができたのではないかと伺っております。

そのためにも、一日も早く笠置駅の乗降客、そうなったら、話は戻りますけれども、加茂で一々乗りかえせんでもええと。そのまま大阪まで行けると、そういうことになるわけですから、少しでも乗降客がふえるように手だてをなさっていただきますように、また、先ほどから申し上げているとおり、できましたら借りている土地の開放をよろしくお願い申し上げます。私のJR電化複線化の問題はこれで終わります。

続きまして、国道163号線、この代替道路がないと。土砂崩れや事故等で通行どめになって、3時間も4時間も5時間も通行どめになって通行不能になるときがあると。それが迂回路を回ろうにも、加茂町には行きにくいと。行けんことはないですけども、行きにくい。

木津町も行きにくい。奈良やったら行けるけれども、加茂、木津あたりは非常に行きにくいと。この代替道路がないということが1つ笠置町の弱点になっていると思います。というのは、ないから不便さになれてしまって、こういう問題には気がつかないという方がおられますので、啓発の意味も兼ねて、私、提案したいと思います。

163号線に沿って流れる木津川は1級河川でございます。下流は淀川で、中流域が木津川で、上流域へ行くと名張川と伊賀川に分かれますけれども、木津川あたりは大体中流域と思います。中流域1級河川というのは、川に沿って大体2つ道路がついております。その2つ道路がついていて、片っ方があかんようになったときにはもう片っ方の道を利用できるという、大体対策がなされておりますけれども、笠置町の間だけに関してこれがないと。

なぜかと申しますと、西のほうへ目を転じれば、天理加茂線というのがありまして、木津川の南岸をかって163号線まで突き当たっておりますけれども、途中で舟屋まで来て、舟屋から北村をかって、私道になりますけれども細い道があります。ほぼ笠置の駒返しが見える地点ぐらいまで私道が続いております。そして、東に目を転じれば、これは上野南山城線というのがありまして、南大河原から東にかけてずっと木津川沿いに道が続いております。ないのが、南山城村の南大河原から加茂、この間が川に沿った道がないんです。もちろん、川に沿った道をつくれというわけではなく、ちょっと迂回しても結構です。これがないので、笠置町の町民は、163号線がとまった場合、細い道を通って北へ逃げるか、南・柳生のほうへ逃げるかしか道がないわけですね。

この問題につきまして、南大河原から加茂の舟屋あたりまで道をつけるような計画が今まであったのかなかったのか、それとも計画だけはあったんやというような話があれば、まずお聞かせ願いたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 瀧口議員、かねがねおっしゃるとおり、163号線がとまった場合に逃げる道路がないんだということでもあります。確かにそうであります。

過去に、そういったバイパスの話があったかなかったかということではありますが、私は、そういった過去の話は余りわからないんですが、うわさ話として、宇治木屋線の延長線上、名阪まで抜ける道路ができるとかできないとか、そういったうわさがあったのも事実であります。

そして、ある政党の個人的な演説会等に行きますと、やはり163号線の要望が毎回上がっているということも聞いております。道路の貧困は政治の貧困であると、ある議員はおつ

しゃいました。道路をつけるのは誰や、国道は誰がつけんのやと私は言いたかったんですが、そういったことも話がございました。私は、やはり国道、道路というのは、政治的な要因、要素というのが非常に大きいように思います。

南山城から和東に抜けます林道等も利用されている方も中にはございます。そういったことも含めて、今後、有事の際のいわゆる交通網を再度確認していく必要があるのではないかなど、そんなふうに思います。議員の皆さん方におかれましても、お知恵を拝借していきたいと、そんなふうに思います。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） なかったかあったかはっきりしないということですけども、まず笠置町、いろいろ活性化とおっしゃっておられる議員さんもたくさんおられます。また、行政側もそれなりに頑張っておられるのはわかるんですけども、道路の貧困が行政の貧困につながると町長もおっしゃったとおり、まず飛鳥路地域ですね。飛鳥路地域は笠置町では過疎の対象になっているような地域で、人口が思いっきり減って、もう何軒もないと。私の言う案では、もちろん飛鳥路地域の裏になるか表になるかわかりませんが、そういう道路をつくって、東西を結ぶ道をつくっていただいたら、もし計画でもできたら、今までの過疎がとまるのではないかと、また新しい人口の流入も考えられるのではないかと。それで笠置町の活性化にもつながって、道路1つで大変町がよくなるのではないかと思います。また、その空白の区間を何とか埋めてもらえるように、これから建設産業課のほうでも府か国のほうへ要望していただけるかいただけないか。即答が無理でしたら結構ですけども、できるかできないかという考え方でもお示しいただけませんかでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの瀧口議員のお話であります、木津川の南岸に道路をつけたらどうかということであると思います。

笠置山という大きな、飛鳥路まで行ければよろしいんですか。そこまで行く区間、トンネルで抜いていくのか、その辺のところ、私としましては、要望はしましても実現できるかどうか、その辺のところ、実現不可能な、笠置山というのはもちろん史跡の下をトンネルを抜くわけでございますので、それがどういうふうな形で行けるのか。具体的にもう少し検討してみる必要があるのではないかなど、そんなふうにも思います。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 笠置山自然公園の下を抜くのは非常に難しいというお答えでしたけれど

も、それなら西に目を転じて、できるところから青写真なり測量なりをやっていただいて、無理なところは無理としても、できる範囲内で実現に向けて要望なり計画なり測量なりをやっていただいて、何とかもう少し道路の便がよくなるような対策を講じていただけることを。測量なり青写真なりを府に提出することは、建設産業課長、これは可能なんですか。お聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 提出するといいますと、測量という詳細なことは無理かもしれませんが、あくまでも今あるような地図で、こんな道路ができないかということは、構想としてはつくることは可能かと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 構想としては可能だというお答えをいただきました。ぜひ構想をして、できるかできないかという測量までの部分を、できるならば速やかに実施していただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西岡良祐君） 続きまして、6番議員、石田春子さんの発言を許します。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

行財政改革の取り組みについてお尋ねします。

地方分権一括法に伴う今後の対策についてお尋ねします。

笠置町のような人口の少ない町、1,600人程度の自治体、財政規模の小さい町、今後の対応について質問します。先ほど西村議員からも質問がありましたので、簡単で結構です。

1点目。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 石田議員の質問にお答えします。

行財政改革の取り組みということで質問いただきました。現在までの取り組みについて、主なものだけまずは報告させていただきたいと思います。

まず、19年度におきましては1億1,840万円の繰り上げ償還の実施を行いました。これは、実質公債費比率の抑制を図ることを考えた上での繰り上げ償還でございます。また、18年度におきましては旅費、日当等の見直しを行わせていただきました。また、21年度には、税にかかわります全期前納制度の廃止を行ったところでございます。

今後の対応ということでございます。地方分権一括法の部分で、行財政改革ということで

ございますけれども、地方分権一括法というのは、これは国の行財政改革でございまして、市町村へは逆にそれに伴う事務がふえるという部分もございます。ただ、ふえるからというて、即職員を入れるとか、そういう意味合いじゃなしに、我々は国のほうに申し上げてきているのは、権限は移譲する、そしたら財源も移譲してくださいよということはお願いはしてきているんですけれども、この辺がなかなか財源が伴わないという部分で、小規模町村にとっては、先ほどおっしゃいました小規模町村の部分については、なかなかジレンマになっているところが現状でございます。

今後につきましては、先ほど西村議員さんにお答えさせていただいたとおり、いろんな広域連合やら広域事務組合等々も一つの視野に入れた中での行財政改革を考えていけたらいいかなと、そのように考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番。

先ほどの西村議員さんへの回答と同じですので、12月議会でも質問しましたけれども、人件費の節減、当初予算が28%、公債費が11%、経常費が6%で、義務的経費が60%以上と聞いておりますが、その後の実績をちょっとお尋ねします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問は、経常収支比率の話かなというぐあいに考えていますけれども、この24年度ではまだ数字は出てきておりません。

ただ、23年度におきましても、当然100を超えて108%でしたか、と思うんですけれども、我々としては義務的な経費を抑制はしてきているんですけれども、なかなか数字にあらわれてこないというのが現状でございます。これの大きな要因としましては、先ほど来おっしゃっておられます一般税の伸び悩み、また交付税等々の削減、要は一般財源が、全体的な数字が毎年毎年減ってきているという部分で、この収支比率というのが改善されないように思います。

ただ、そうかというて、そのままじゃなしに、できる範囲につきましては改革は進めたいと、そのように思っております。

議長（西岡良祐君） 石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

できる範囲内でまたよろしく申し上げます。

そして、事業見直しでもみじ公園の、ちょっと違いますけれども、ライトアップで55万

見ておりますけれども、夜間に客が来ているんですか。ちょっとお尋ねします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） もみじ公園のライトアップにつきましては、御承知のとおり11月1日から30日の約1カ月間、午後5時から9時まで実施をしております。そして、ライトアップのときの人数の御質問でございますが、ライトアップ時の人数につきましては、申しわけないですけれども把握はできていません。しかしながら、旅館のほうの方にも御協力をいただき、お客さん等を御案内していただいていることも事実でございます。

それと、ライトアップの時間帯だけではなく、1日の入山者数と申しますか、これにつきましては、笠置寺の入山者数等をお教え願って参考にさせていただいているんですけれども、11月では約7,000人、12月につきましては約3,000人の入山者数があったということでございます。特に11月20日から12月中旬ぐらいまでですか、そのあたりが一番多かったと聞いております。これにつきましては、11月20日にテレビ放映を、読売テレビでしたけれども、放映された影響が多々あったのではないかと考えております。ちょっと回答になったかどうかわかりませんが、状況は以上のようなことです。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

夜のライトアップははっきりわからないんですね。でも55万組んでおりますので、またわかればね。

次に、いこいの館の件について、何人かの議員からいろいろなお話が出ておりましたけれども、いこいの館の運営の根本的改革について、定款見直しについて、町議員と住民の代表の方々と参加していただき、一度話し合いを持ったらどうかと思いますけれども、いかがですか、町長。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館につきましては、非常に経営的に困難な状況にあるのも事実でございます。よって、抜本的な見直しを今回やろうと考えております。そうした中で、やはりいこいの館は、これからの笠置町の観光にとってはなくてはならないものであるという位置づけから、私は、ぜひとも改革を進めながら存続を進めていきたい、そんなふうに考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

前には、名前は申しませんが、A様とB様どちらかを選ぶように、皆さんで協議して選びましたけれども、初めの契約が10%の契約で、いろいろな話し合いの上で3%になったようですけれども、この3月21日のいこいの館の決算書を見せていただいたら、11月、12月、1月と3カ月で250万円の赤字、また2、3、4月はどのようになっているのか。そしてまた修理、雨漏り、サウナ、もう1カ所はホースでしたかしら、3カ所もしなければならない。町の財政が厳しいのにお金をつぎ込むことはできませんが、どのように考えておられますか。前のときも、食堂だけだったら赤字にはならない、黒字にするとおっしゃいましたけれども、風呂だけでも赤字になっておりますのに、今後どのように考えておりますか。はっきり。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

いこいの館の収支でございますが、1月から3月まで250万の赤が出ているという御指摘でございます。確かにそのとおりでございます。それ以後については、まだ支払いのほうも終わっておりませんし、まだできておりませんので、でき次第に議員の皆さん方にお示しをさせていただきたいと思っております。

それから、業者選定に当たって、先ほどからも、株式会社かしばを選んだのはお前の独断ではないかというような話もいただきましたが、そうではございません。皆さん方にもお諮りをいたしました。その中で決めております。私は、決してリベートをもらっているわけでも、お金をもらっているわけでも、何でもございませぬので、再度申し添えておきたいと思っております。

当初示した10%が何で3%になったんだという御質問でございますが、これはその裏に経費を見てほしいという大きな問題がございました。毎年900万、1,000万の赤字を出しているいこいの館をこれからやるんだ、3年間はゼロにしてほしいという話もございました。しかし、町有財産である土地、建物をお貸しするのにゼロではぐあいが悪い、絶対だめだということで、いろいろ議論になり、最終的に3%という話になった経緯でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

私は、前にも老人ホームを考えたらと言ったときは、町長はだめだとおっしゃいましたけれども、中身を改造したらできないことではないとお聞きしておりますけれども、住民のお

方も、それやったら、風呂はそのままで経営していただいても、2階が結構広いので、そういうことも考えたことないですか。もう一度お願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館の使用目的の変更については、以前に石田議員にもお話をさせていただいたことがあろうかと思います。使用目的を変更するということは適化法に触れるということで、だめだという京都府の指導であります。

仮に老人ホームに変更なったといたしましても、先ほど償還金の話がございましたが、起債の分も全て償還が終了し、ゼロになった時点で目的を変更し、目的が変更なったとしても、老人ホームになったとしても、介護保険料が物すごくアップしてくると思います。他町村の例を見てみましても、特別養護老人ホームができたために急に介護保険料が上がったという事例もあり、住民の方からかなりの苦情というんですか、いろいろお話が出たということも聞いております。その辺のところも問題になってこようかと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

前にも何度も私、言っていますけれども、この建物はしっかりしているからどうもないということ、ほかからも、老人ホームにできないんかといって、私、ほかの方に尋ねましたら、そんなできますよと聞いておりますので、もう一度はっきり聞いていただいて、下はお風呂に、町でもしするんやったらして、そして上だけでも考えたらいかがですか。もう一度、町長、お願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） その使用目的を変えるということになりましたら、いわゆる起債の分を精算しなければなりません。その起債の分が1億7,000万かかるそうです。そういったものを全て精算した上でという話になろうかとも思います。今のところ、笠置町にとってその金額はとてもじゃないけれども対応し切れないのではないかと私は考えます。

いろんな使い方、方法等を考えていただくのは本当に結構かと思います。ただ、今は、現在の温泉施設のままで民間で経営していただくという方法をどうですかということで、皆さん方に御提案を申し上げているところでございます。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） そこまでおっしゃるのやったら仕方ありません。

そして次に、ドッグランの話ですけれども、どのようになっていますか。お金を払って

まで預ける人はいないと思いますけれども、いかがですか。1匹、2匹ぐらいやったら裏でも見られると思いますけれども、その件に対してはいつ返事をもらえますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 現在のドッグランでございますが、できたものの、周囲の住民の方の同意がいただけないということで、まだ使用に至っておりません。私は、ドッグランをつくったものの、今後の使用については、ドッグランはドッグランとして使っていくのか、あるいはほかの目的に使っていくのか、その辺のところもあわせてこれから再検討してみたいと考えております。

民間の方が入っていただくとするならば、ドッグランも当然その施設の中にあるわけですから、それも運営をいただくという話になってこようかとも思います。そういったときに、やはり業者のこれからの詰めをしていかなければならないだろうと考えております。

ただ、ドッグランといいましても、いわゆる網で囲っただけのものでありますので、その撤去等についてはさほど費用もかからないだろうと思いますし、何か代替の使用目的等、変更についてのいい案がありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 石田です。

場所も結構とっておりますし、そして運動公園のところも、土があるのにがたがたになっておるし、この前もゲートボールのお客さんが、余り掘れて水がかかるからと言って、板を置いて使っておりましたですわ。だから、あの土も使っていいものですか。それを従業員の方にでも、車で行ったらがたがたとなるから、それもちよっと直していただいたらどうかなと思います。

この前もちよっと言いましたけれども、ゲートボール場に対しても、もういこいの館で手をかけんねやったら、お客来てくれんでもいいということを知りましたので、町長はどのように思っておられますか。ちよっとボールを洗ってくれるか、ちよっとゲートボール場にボールを出してあげてと言うたんですって。そんなお客やったらもう来て要らんとおっしゃったそうですね。そのことも町長は知っておられますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お客さんに対する態度が問題ということだと思います。それはあつてはならんことだと思っております。私はそういった報告は一切受けておりませんが、やはりゲートボール場というのは、あくまでも温泉施設を利用していただくための附帯施設であると

いう位置づけは持っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

本当に、ゲートボール場に一生懸命に協力してくれているお客さんが多いですので、町民のお方も、そういうことを言うてたら、ほかにも、そんなんやったらほかへ回してとかおっしゃったそうですねん。またよう気をつけられるように。

それで、場所に対しても、また12月に鍋サミットもあるから、もしドッグランのやつは中止になさるんやったら、もとに戻すほうが、いつでも、月に1回か2回、府からのゲートボール場のお客さんも来ていただくんやけども、本当にあそこいっぱいになりますねん。だから何とか、もう使わかなかったら使わないで枠をとるとか、考えていただきたいと思えます。

そして、次に移ります。ごみ処理量と資源化と、3町村で、特に笠置町は和東町の1.5倍、南山城村の約3倍と聞いておりますけれども、事業ごみと家庭ごみの量と料金をちょっとお尋ねします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 資源ごみの量と料金ということでございますが、手元に23年度の実績がございまして、それで申し上げますと、収集量、収集レベルで申しますと、資源ごみ70トン、23年度実績上がっています。ちなみに資源ごみといいますのは、缶、瓶、ペット、容器包装プラスチック、他プラ合わせまして、70トンというのはこの5品目でございます。

先ほどの1人当たり人口の倍率とは思うんですが、ちなみに和東町は173トン、それから南山城村は111トンというふうになっています。

料金と申しますのは、処理手数料は、町村のごみとして扱う場合は必要ございません。この資源ごみというのは、主に容器包装リサイクル協会を通じまして、ちょっと表現上ややこしいんですけども、マイナス入札というのが行われて返ってくる分がある。でも中間処理手数料というのが必要になってくるというふうなものでございまして、どの費用を申し上げたらいいのか、ちょっと今、把握し切れませんので、また詳細に御指示いただいたら回答できるかと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

家庭ごみと、それは今おっしゃったようですか、家庭ごみも。

(「町が集めた分です」と言う者あり)

6番(石田春子君) 前は、南山城村の村長は、安いところでごみをとっておられたと聞いておりますし、今度は一緒にとるように決まったそうですけれども、そしたら、やっぱり少しでも安いところにとっていただいたほうがいいと思いますけれども、村長に私も余計なことをちょっと聞いたんですよ。村長、ちょっといじめに遭うたんかと言うたら、高いところのほうがいいらしいですわとおっしゃったんです。だから、やっぱり少しでも安いところでとっていただくのがあれかと思えますけれどもね。

議長(西岡良祐君) 住民課長。

住民課長(東 達廣君) ちょっと視点が違いまして申しわけございませんが、今度3町村で一元化するごみの収集問題に絡んでくるかと思えます。

今まで3町村で別個で収集・運搬やらせていただいていた。東部広域連合でクリーンセンターを運営するに当たって、収集・運搬業務が3町村別になるということは、現実問題として、各町村最終処分場を持っておらないという現実がございます。今はたまたま収集・運搬業者が同一でございます。ただしこれは不安定な状況でございますして、3町村独自にやっておりますので、別個になる可能性が出てくる。そうすると、運ぶスペース、それから最終処分場へ持っていく運搬手段、量の計測、全て別個にする必要がございます。これが、各町村単位で費用を比較する問題なのか、東部クリーンセンターで一元化をすることを問題にするのかというのは、全く視点が変わってくることでございまして、大きな、よく言われる大局的といいますか、大所高所といいたいまいしょうか、そういう問題から立てば、一緒にやるのが効果的であり合理的であるというのは、これはもう間違いない方法でございまして、それをやるならば、それは必要不可欠なものになろうかと思えます。ただ、対前年で言えば、それはある町村にとっては高くなってしまふ。それがあべき姿ではなかったというふうに担当のほうとしては認識しております。

安いほうでとったらいいいというふうな、本当にそのグレードもございます。ごみというのは、どう言うたらいいんでしょうかね、僕も表現力が余りないものでございますから、資源ごみというのは、有価物になったらもうそれはごみでなくなるわけでございますして、村長が言われるのは、多分、資源ごみになった段階で町が集める収集ごみでなくなると思いますか、ほかの処理が可能になってくるということになります。ただ、笠置町は、和東もそうなんですけれども、資源ごみは町で集めて町へ、東部クリーンセンターに納める。東部クリーンセ

センターの収入になるというふうなスタイルが、これは原則論であろうと。共同で処理するならば、やっぱり一定の3町村合ったルールでやるべきと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

それはわかっておりますけれども、村長は、南山城はもう10年から別でとっていただきましたわね。10年か12年になると思います、別でとってはったのは。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 分離処理は、当初、東部クリーンセンターが12年から稼働してまして、17年までは一緒にやっています。分離作業が生じたのは17年からです。ただ、22年度からは現在同一の業者で、たまたま同じ業者であるという状況が続いております。

（「今度からは一緒になる」と言う者あり）

住民課長（東 達廣君） だから、25年度からは、また東部連合で統一してやるということになります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

安いほうが誰でも好むと思いますので、毎年1億ずつと、10年から1億持っていったのに、最近、じゃんじゃん言うて申しわけないけれども、7,000万か8,000万になってきているから、それで結構と思いますけれども、最初は1億ずつと持っていったんですよ。本当に今度から考えていただきたいと思います。

そして、ちょっと町長にお尋ねしますけれども、4月から連合長は笠置町になるように聞いておりましたけれども、今度、手仲村長にかわったと聞いておりますけれども、それはいかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） きのう連合長の選挙がございました。選挙で手仲村長が連合長に選ばれました。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

順番制になって笠置町と決まっていたのに何で選挙なされたんですの。それ、何か理由がありましたんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いわゆる申し合わせでありました。選ぶのはあくまでも選挙で選びます。申し合わせで、最初は南山城村、和束町、次は笠置町だろうという申し合わせであったわけで、その事項は決定事項ではございません。決定するのはあくまでも選挙で決めます。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

いつも順番制に、議長も順番制になっておりますし、今は連合の議長はうちの西岡議員になっておりますけれども、そしたらそれもまた選挙になさるんですか。私は、ずっともう何年か連合に携わっておりますけれども、順番制と聞いておりますけれども、何か理由がなかったら、私ら連合には4人行っておりますけれども、何のことも聞かないで、きょうやっとな朝聞いただけですので、これから選挙制ですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 条例で決まっております。これから選挙制ではございません。以前から、最初のスタートから選挙でやっております。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 終わります。

議長（西岡良祐君） 続きまして、7番議員、杉岡義信君の発言を許します。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

私は、何点かお聞きしたいと思います。

まずは、笠置小学校バス通学決定ということで、これは本来ならば東部連合で審議したもののなんですけれども、この後の質問等について、バスも、そしてまた保育園等も関連しますので、一応ここで質問をさせていただきます。

2013年2月7日の京都新聞に、笠置小学校バス通学決定と、そしてまた2014年度以降については実施するという新聞の見出しが載っておりました。広域連合、教育委員会は2013年度以降、笠置小学校の児童を町の車両を活用したバス通学を実施する方針であるということでございます。そしてまた、2013年度は一部地区の児童を保育所の送迎時のバスに同乗させる形で対応するという事も書いてございます。

それで、後またちょっと質問したいんですけれども、保育所に行っているバス、保育所に送るときには園児を乗せるための先生が必要ですね。これはもう必ず必要です。それで、この後、私またいろんな質問をしたいんですけれども、今現在使われておるバスはきらきら号

で、運転手入れたら15名ですね。

それで、毎朝、保育所に最初に行って先生を乗せて、その足で東部地区へ行って園児を乗せ、そして、これからまた私、言うんですけれども、児童の激減により、集団登校はちょっと無理かなという児童については、そのバスに乗車して下ってくると。その分については小学校のところでおりるんですけれども、西部地区においては、これから入学される子供さんがいるわけでございます。大きな雨が降れば、警報が出れば休みなんですけれども、そこそこの雨であれば、一応学校へは行かなければならぬ。それについて、集団登校をしていない日もあります。それについては家族が送りをしていると。今、この御時世でございますので、各家には必ず乗用車は1台ございます。その自動車が、お父さんなりがお仕事で出られた場合に、それがなくなった場合に、子供らが雨の中を仮に1人でも通学しなければならぬと。

そういう観点から、私はこのバス通学を反対しているわけではございません。これは結構です。これはもう大いに結構です。ところが、そういう保護者の声もありますので、保育園に行っている15名乗りの車に乗車させてほしいなど、こういうふうに思ったんですよ。ところが、先生1人を乗せ、西部地区においては、多いとは思いませんけれども13名の児童がいると。そして保育所、東部地区においては、これは聞いた話ですけど2名か3名、児童においては3名いると。これではもう乗車オーバーですね。乗車オーバーは絶対してはいけません。

それで、一括質問においてですけれども、1台、仮に今、朝出ている車がもう1台違うところへ出していただいて、2台ですること自体は可能なんですか。そこをちょっと教えていただけますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 小学校の子供のバス通学について、これは教育委員会の問題ではあるんですが、さきの文教委員会で教育長が説明をいたしました。それまでには、PTAからの要望が上がり、PTAから教育委員会へ要望が上がり、教育委員会から町のほうに要望が上がってまいりました。そこで関係する部署で協議を重ねてまいりました。

東部切山地区の子供の数が1名ないし2名ということで、その子供の通学に対する安全性を考えると、有害鳥獣の件も含めて非常に危険であるので、バスを出してほしいという要望が上がってまいりました。協議をした結果、東部飛鳥路については平成25年度から、他地区については26年度から、その実施をすべく準備を進めていこうということで返答があったと思います。

やはり私ども、子供のころから歩いて小学校に通う、集団登校するというのが常であったと思います。しかし、残念ながら子供の減少とともにこういったことが起きてきたんだと思っております。西部地区の子供さんについても、雨の日は歩いて登校するのは、保護者にとっても見てもらえないような状況かとも思いますが、そういったことで、西部地区の子供さんについても平成26年度から検討しているということで、文教委員会にも説明があったと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 町長、私は何も反対はしていないんですよ。していないけれども、こういうふうにしてほしいなという形でお聞きをしているんです。

それについて、先ほどちょっと私、言い忘れました。新聞に2月7日に出て、文教常任委員会が20日にありました。本議会が27日にありました。それまでにこういう新聞が出たと。これもええことやから別によろしいんですよ。しようというんやから。そういう形の中で、もう新聞に載ったから保護者はみんなわかってるわけですよ。東部連合の議会だけやったら、テレビにも映らんし、何もわからんねんけれども、もう出ている、やってほしい、やってくれんねやなという形の中で、それはええこっちゃと。ぜひともこういう形で西部地区、1台は出ているんですけれども、大きな車を出していただいたら、児童数が、先生を入れて18人ぐらいになるんですかね。それで、片方では、切山地区であっちこっち乗せて、きらきら号でも行ったってほしいなと。将来的にはそういう形でなると思うんですわ、26年度においても。それを前倒しできないかと。どうしてもあかんと言うのやらあれやけれども、前倒しできないかという形でちょっとお願いしておるんです。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

2月7日の京都新聞に掲載された件については、その取材の際に教育委員会がぼろっと漏らしたことが新聞に載ったそうです。やはり話が前後になり申しわけないということで、教育長からそのわびが出ております。

杉岡議員おっしゃること、私は何も反対とは思っておりません。その中身を十分理解した上で、西部地区も前倒しできないかということをおっしゃっておられると思います。4月9日ですか、入学式がございます。もう押し迫った話でございますので、すぐに対応できるかはわかりませんが、でき得る限り対応できればと思います。担当課と再度打ち合わせをしてみたいと思います。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 今、杉岡議員のほうから、26年度のやつを25年度からでも、西部地域含めて全児童対応できひんのかという質問をいただきまして、やり方として、議員がおっしゃったとおり2台のバス、実は3月6日に担当部署、うちでいえば企画観光課と保育所と総務財政課、また教育委員会との会合を持ちまして、早速、26年度に向けての会議を開催させていただきました。

その中で、今、議員が御指摘した部分も踏まえて、実は4月24日、2回目の会議を持ったときに、今後の小学校の5年間の児童のシミュレーション、また保育所の児童数のシミュレーションを持ってきた中で、既存のバスを2台使って行けるかどうか、また企画観光課のほうでは、運転手さんと時刻の対応がいけるかどうかという部分を話し合いをさせていただくと。万が一その2台のバスで対応できないとするならば、また新たなバスのことも考える必要がございますので、先ほど町長が申し上げましたとおり、できる限り早くはしたい思います。ただ、遅くとも26年度の4月からは実施に向けて日々協議を重ねておりますので、その部分についても御理解をしていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 杉岡でございます。

先ほど私、申し上げましたですけれども、2台のバスを動かしたら、1台に保育園の先生、もう1台に保育園の先生、2人も乗せないかと。そして、運転手2人やから、経費的に1時間何ぼで払っているんやないけれども、経費はかかります。それはまた、児童というのは私らの一番の財産、もう宝物ですわ。住民サービスでこういう宝物を育てていくのには、多少の出血も大事かなというふうに思うので、26年度実施は間違いないと。間違いないけれども、せめて一月でも半年でも、もしそういうことができるのであればお願いしておきます。それでこの質問は終わっていきたいと思います。

2点目、先ほど同僚議員が、もうかなり詰めた質問をしていただきました。災害時の要支援者の避難、これ、先ほども申されたんですけれども、このガイドラインですね。先ほど言われたとおり、いろんな家族構成やったり、避難場所も、先ほど総務財政課長は、レッドゾーン、イエローの場所に避難するのはいかがなものかという形で、京都府のこういう災害時のあれをもらっています。

そうなるはどこへ避難しようかと。ほとんど笠置町はそういう箇所しかないんじゃないかという思いがあるんです。一番絶対安全な場所はどこやいうたら、ここなんです。ここか産

業振興会館。行くまでに道が遮断された場合、もう行き場所はないんですよ。そこへ持ってきて、健康な体でも困難なときに、要支援者は、そういった障害者の方が、地元の方は大体わかると思うんですよ。思うんですけれども、それにされている住民課長は個人情報やと。個人情報でかなり締めつけている感じあるんですけれども、それも大事なことです。

しかしながら、はっきり言うて三百何十万は死ぬとか、災害があるとか、今、東南海・南海地震か言うている中で、61年災害には笠置町は孤立になったん違いますか。そういう中で、お互いにそういう形の中で、個人情報はもちろん大事にしてもらいたいですけれども、何か策定をしていかなあかんのと違うかなと思うところがございます。

策定、予定はないと、こういう大々的に色つきで3町、書いています。これがええんか悪いんかは別としてね。だから、これから先もないんでしょう、先ほどの答弁では、何か言われましたが。

それで、同僚議員がこれだけ質問して、そういう形で返ってきております。その質問等の続きなんですけれども、私がもう何年も続けて言わせていただくことなんですけれども、消防団員が仕事で町外へ出ておられると。何かあった場合に即対応できる地元の人間で、消防支援隊、後方支援隊と私、前に言いましたけれども、消防団員のOBで後方支援隊をつくったらどうかという話は、もう何回も何回もしています。その中で、消防団員と協議を重ねていかなければならんという話を答弁されています。

総務財政課長のところには、みんなお互いに行っています、資料は。これについて、消防団の支援隊、いろんなこと書いています。3年の歳月かけていろんな協議されているんです。ここの支援隊についても2分団の10部あると。団員については309名いるんですよ。そこでも支援隊をつくっていかうやないかという話なんです、こんだけの団員309人もいるのに。うちは最低、条例として120名、実質はそんなないんですけれども、これはもういたし方ないと思います。

だから、先ほど申したように、留守を預かる我々としては、そういう組織の中で、消防団員が帰ってくるまで何とかそれをして、帰ってきたら後ろへ回るといった形をとりたと思うんです。まして、エンジンをかけることすらはっきり言うてできない。もう忘れてしまっている方もおられます。私もある程度、ひよっとしたら忘れていたかもしれません、取り扱いについては、そういう訓練の中でこういう組織を一遍本当に考えたらどうですか、課長。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 杉岡議員の質問にお答えします。

消防団の後方支援隊について、確かに過去に質問はいただきました。そのときにもお答えさせていただいた部分で、今、議員がおっしゃった消防団を第一に考えるということで、その協議が必要ということでございます。

その中で、実は同じ資料が手元がございます。まずは後方支援隊の目的というのか、必要性は、それはもう御承知のとおり、消防団員のサラリーマン化及び消防団員の確保の問題等々の部分で、後方支援隊というのが結成された。もう一つは、ここの地域においては、やっぱり消防団の部と部の距離の集落間が非常にあいているという部分も実際あると思います。その中で、笠置町において消防団の後方支援隊について、必要だと私は個人的には思いますが、ただ消防団長の意向というのも必要でございます。

昨年かわられた消防団長といろいろな話をさせていただいている中で、実は25年度の事業としていろんな取り組みを検討されております。1つは、各部の消防団員がそれぞれの家を回って、先ほどの話ではございませんけれども、独居老人、また要援護者等々の人数等も把握する必要もあるんじゃないかなという話もされております。それと、今、限った部でやっておられます消火栓訓練についても、それぞれの全ての部で消火栓の訓練をしたらどうかと。これは住民への初期消火の必要性を論じての話だと私は認識をしております。

そういう部分で、消防団の活動も踏まえた中で、最終的に団長含め、もし前向きに検討するとするならば、OBの方、また区長会長さん、また婦人部等々の委員さんを結成した中で、協議会的なものを立ち上げる必要があろうかなと。ただ、そこまで行くまでに、今現在、消防団との協議を最終的にやらせていただいているということで理解をしていただきたいと、そのように思います。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 今の若い子は、消防団、いろんな活動する、訓練する、それがおっくうではないんやけれども負担になる、それで敬遠されているんですね。我々親として、うちあたりは女の子2人しかいないんですけれども、男の子を持つ父親としては、自分が経験しているから、息子にはそういうことをさせたくないという家もあると聞きます。これはみんなじゃないですよ。そういうことも、やっぱり自分の町は自分で守ろうという形の中で、ちょっと考えがマイナス志向じゃないかというふうに思うんです。

それで、これは皆さん、そんなもん関係ないじゃがと言われるけれども、この支援隊についての趣旨がここに載っています。これはここのあれやから、別にうちができた分にはこういうことなくてもいいんですけれども、ちょっとだけ読ませていただきます。

消防団員の就業形態の変化等により、特に昼間における防災力や地域的な情報不足による即時対応ができないということでございます。即時対応ができないということは、低下が全国的にあると。その課題となる中で、災害による被害軽減を図る観点から、地域防災のななめである消防団の活動を平常時より支援する消防支援隊を発足した経過でございます。

先ほど申しましたけれども、3年ほどかけていろんな協議をされています。区長、歴代の団長、そしていろんな方でされています。これは決して悪くはないと思うんです。これから先、東南海・南海地震においても、いろんな災難においても、必ず生きてくると思うんです。多少は費用弁償等についても、それはお金はかかると思うんです。それははっきり言って微々たるものですよ、ここに書いてあるお金でも。これは微々たるものですよ。だからそういうこともみんな考えていきましょう。課長。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 後ほど町長のほうから答弁はさせていただきますけれども、まず私のほうで、先ほど来申し上げているとおり、後方支援隊というのは、個人的には私も杉岡議員と同じ意見ではございます。

ただ、杉岡議員も御承知な部分はあると思いますけれども、ある町では、後方支援隊とは言いませんけれども、消防団員の消火活動に逆に支障を来したような支援の方というんですか、そういう方もおられるということも実際聞いております。ということは、まずは第一に考えるという部分は、杉岡議員もおっしゃったとおり、消防団員が来るまでに初期消火を果たす役割がええのか、それと、常備消防と同じ活動をできるように後方支援隊にもお願いするのか、いろいろ問題があるんですよ、実際。そういうことをやっぱり協議をする場は私も必要だと思います。

ただ、こういう小さな町で、うちら6集落を見ても自動車部もでございます。何かあったら一報は役場のほうに入って、例えば笠置町の小学校の火事でも、第一声に行ったのは、もう御承知のとおり自動車部が行ったと思います。そういう部分も踏まえて、まず初期消火をどのような活動の形態にするかということをも十分消防団と議論させていただいた中で、後方支援隊のことについては協議をさせていただきたい。それと、先ほどおっしゃった費用弁償につきましても、金額は少ないにしろ、やっぱり一定かかるという部分も踏まえた中で、検討はさせていただきたいと思います。

あとのことにつきましては、町長のほうから答弁申し上げます。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君）　うち、常備消防もいます。こんな小さい、10分ほど行ったら行けます。自動車部あります。私が言っているのは、遮断されたときのことを考えていかなきゃならん。だから、全体の中の10人じゃなしに、各区において何名か選んでいくような形も、ここに書いてあるんですよ。ここは大きいから、町が大きいから、各地区において10名程度書いてます。そうなったら、うちやったら消防団員よりも後方支援隊のほうが多くなるんですけども、そういうことも将来考えていかなきゃならん。

それと、消防団員より前へ出てそういう障害もあったということなんですけれども、後方支援隊、支援するほうやから、前に出ることは、それは条件的にやっぱりちゃんと決めていかなければならん。それはもう、消防団員より前へ出たら何の支援隊かわからんという形になるんで、それはもうお互いに、もし決まるのであれば、そこのところはちゃんと線を引いていかなきゃならんと、これはもうお互いの紳士協定で書いたものをつくってやっていきましょう。

町長、何か答弁してくれるの。

議長（西岡良祐君）　町長、松本勇君。

町長（松本 勇君）　ただいま杉岡議員の後方支援隊でございますが、やはり私は、笠置町の人口等を勘案したときに、消防団員も当然減っていくわけでありまして。なかなか定数を満たさないという現実も踏まえて、後方支援隊、協力してあげようというお話があるとするならば、非常にありがたい話だなと思っております。

またあわせて、よその市町村では婦人消防隊というんですか、そういったものもあるようにも聞いております。やはり先ほど議員がおっしゃった自分たちの地域は自分たちで守るんだというその基本姿勢に立って、我々は十分考えていかなきゃならないだろう。しかし、消防団という既存のれっきとした団がある、消防団があるわけでございますので、こういったところとの打ち合わせ、話し合いといったものも当然必要になってこようかと思えます。今後、そういったことを含めて検討させていただきたいと思えます。

議長（西岡良祐君）　杉岡義信君。

7番（杉岡義信君）　次に移りたいと思えます。

いこいの館は、もう本当に皆さんがかなり審議されまして、私も、これとこれとこれを言わんならんと思うやつがみんなもう出てしまいましたので、もうここまで来て同じことを言う必要もないと思えます。

ただ1点、町長、いこいの館を潰す気はないということをおっしゃいました。それでちょっと

お聞きしたいんですけども、70歳からの入浴券、第三セクター、これが違うところになったらどうなるんやろうと。一遍聞いてみるわと。即答はもらえへんかわからんけど、前向きに考えてくれるんちゃうかなと。私の考えですけども、今、70歳から入浴券を利用されている方はそういう思いでいるんです。

町長、これからその人に渡しても、町からこういうふうなことをしてほしいなということをして向こうに言うとか、そういうことを思っていますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

70歳からの無料入浴券は事業者が配っているものではございませんで、町独自の事業でやっております。先ほどからも、補助金あるいはそういった町独自の事業の見直し、財源確保のための子供の医療費無料化等についても、財源の見直しをなさいという議員からの発言もございます。私は、そういった面も含めて、70歳からの入浴券の見直しも検討の一つに入れていきたいと思っております。ただ、それじゃ即廃止しますよということにはならないと思います。無料入浴券は町の福祉関係の単独の事業で行っているものでございます。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） ことはもう無料入浴券は配布していただきました。皆さん喜んでおられます。こういう話が出たんで、これを継続してくれるんかなという形の中で不安に思っているところでございます。

そしてまた、この前、私、ちょっといこいの館に行ったときに、京都府の観光協会か、商工会か京都府の組織があるみたいですね。それについて、笠置のいこいの館にきょう来たんやと。何で来たってくれたんや言うたら、笠置の館のPRをするのに資料をとりに来たんやと。ほんで、それをどこへ持っていつてくれる言うたら、京都府のそういう1カ所に集めてPRするんやということで、本当に京都府全体で考えていただいている、これもやっぱり一つのPRの方法やないかと。

ちょっと、私、町長とも話ししたんですけども、そういう組織がどんどんPRしていただいたら、笠置町のいこいの館、それについて、近隣では、ある程度住所がわかれば、650円ですか、それもされているということでございます。これはお金650円払うんですけども、継続的に町長のほうから業者に、こういう考えを持っているということをちょっとお願いしたってもらえませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま杉岡議員の発言に、京都府の観光連盟だと思います。観光連盟は京都府とは関係はございませんが、笠置町も観光連盟に加入をいたしております。近隣では井手町あるいは城陽、京都市ぐらいですか。全部が全部加入している組織ではございませんが、笠置の観光をPRしてくださいということを、私は府庁へ行くごとに観光連盟に立ち寄ってお願いをいたしております。そういったことで、パンフレットの一部に笠置を入れていただくというようなこともやっていたらいいようにございます。これから笠置町の観光というのは、やはりPRの仕方かなという思いも持っております。

それから、風呂の料金の割引でございますが、これは経営が変わってしまいますので何とも言えませんが、私は、現在の入浴料金を維持していただくべくお願いをするつもりでおります。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） この後、特別委員会がございます。そのときに、各委員さんからもかなりこの場所で意見が出ております。そういう中で、その委員会をするに当たって、ああでもない、こうでもないなしに、やっぱり自分の吐き出したいものは吐き出して、ある程度はこうしようやという話を進めていきたいと思っておりますので、これで私の一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 続きまして、1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

巡回バスの運行時刻表について、北部、西部、東部、飛鳥路、西奥方面の5便及び9便か10便がわかりませんが、時刻表の見直しをしていただきたい。切山奥方面の6便の時刻表を見直しをしていただきたい。土・日・祭日の2便の出発時刻も見直しをしていただきたい。

1つずつ説明します。

5便については、JRに乗るのに5分しかないため、足腰が悪い人がたくさんおらはるので、振興会館から、先ほどの話じゃないですけども、階段を上ったりするのにちょっと時間的には難しいと思います。9便か、10便というのかな、保育所の出発のやつで、送らはるのに迎えに行かはる日がありますね。それ、5分間、保育所の出をおくらせたら、振興会館か、いこいの館か、どっちかわからへんけれども、そこからの出発時間が5分遅かったら、おりはる人が4分の余裕しかないのを9分ぐらいになると思うんですわ。

それと、切山・奥の6便については、これ、さっきから見てたら、JRの上りに4分しかないため、おりはって4分ではちょっと難しいと思います。日曜・祭日のところには、ちょっとこれも時刻、下りの10時21分のJRに乗らはるのに、振興会館が10時16分着、こ

れも5分しかないんですわ。ほんで、3月16日、JRのダイヤ改正がありましたわね。これで見たら、1分ぐらいしかないため……。

議長（西岡良祐君） 休憩します。

休 憩 午後3時50分

再 開 午後4時10分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたしますが、今、町長が気分を悪くされて退席されましたので、町長退席の状態で開催したいと思います。

1番議員、田中良三君の続き、お願いします。

1番（田中良三君） 最前の質問の時間の見直し、できるかどうか。先にお聞きしたいです。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 3月16日にJRの時刻改正がありまして、それに伴いまして、うちのほうは4月からバスの時刻表を改正しようと、今、作業中でございます。そういった中で、議員のおっしゃってくださったことも参考にしながら、時刻表改正に向けて事務を進めていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

マニュアル対応、規約というのがあると思うんですけども、これは土・日・祭日用の規約も設けられているかどうかお聞きしたい。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

循環バス運行規程というのは設けております。しかしながら、今、御質問ありました土日の職員の対応というか、そういったことのマニュアルだったと思うんですけども、それにつきましては今のところつくっておりません。

ただ、時刻に変更等生じた場合とか、運休せざるを得ないような気象状況等のときにつきましては、今のところ運転手から担当者、また担当者から運転手のほうへ連絡するという申し合わせの中で、現在のところは進めております。以上です。

議長（西岡良祐君） 田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

役場の職員の皆さんは、防災無線を全員使うことができるかどうか。というのは、祭日とかにあつて担当者がおらなかつたら、連絡がつかなかつたら、その人がやっぱり防災無線で

流さんとだめだということで、使えるかどうかお聞きしたい。

それと、木津川の増水とかあるときに高山ダムの管理事務所から連絡が来るはずですよ、土・日・祭日であろうと。それが来ない場合の、例えば木津川の増水の、上有市と飛鳥路の北の石橋、あの高さ、どこら辺まで来たら運行を取りやめるとか、そういうのをきっちり規約でつくらんと難しいところがあると思うんで、お聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたします。

職員全てができるとは申しませんが、大体の職員が防災無線を使用することはできます。そして、日直のほうでも防災無線を流していただけますし、また、防災無線担当者にも連絡をして、日直ではないけれども、役場のほうへ出てきていただいて放送してもらおうというような形で現在進めております。以上です。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、高山ダムの放流の御質問をいただきました。

この件につきましては、高山ダムと十分な連携をとり、また高山ダムからのファクスもいただいた中で、どれぐらいの放流をされるか、それは情報として逐次入ってきます。その状況によって、先ほどおっしゃいました潜没橋の部位につきましては、危険が生じるというおそれがある場合には、また担当職員のほうで、両方に通行どめのバリケードを設置させていただいております。よって、その際にも運転手さんのほうにもそういう状況を報告させていただいております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 田中良三君。

1 番（田中良三君） 役場の職員の皆さんが防災無線を使えるようにぜひお願いしたいのと、循環バスの運転手の皆さんの健康診断の提出をされているかどうか。というのは、やっぱり笠置町の町民を乗せている、生命を預かっている立場にあるものですから、それをお聞きしたいです。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

現在のところ、そういう健康診断書の提出はしていただいております。しかし、議員のおっしゃるとおり、町民を乗せているということでもございますので、やはりそういった部分も今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 田中良三君。

1 番（田中良三君） 田中です。

それはよろしく願いしておいて、また、運転手の皆さんに制服というか、ユニホームと名札はぜひ、この4月から小学校の送り迎えもその地区によってつくはずですし、やっぱり小学生というのは感受性が高いさかい、いろんなこと、年寄りの人が言いはるのは自分の意見で言いはるのが多いと思いますけれども、小学生の子というのは、やっぱり感受性が高いさかい、ストレートに意見を発しはると思うんで、やっぱり名前のほうも覚えてもろて、いろいろ言うてもらいたいと思いますんで、その件はこれで終わらせていただきます。

その次に、振興会館の椅子の予算は上げていただきましたが、テレビの買いかえ並びに、西村議員が25年度予算案で発表されましたブラインドの件も前向きに検討していただきたいと思いますが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたします。

ブラインドの件に関しましては、先ほど田中議員もおっしゃっていましたように、過日の予算審議の中で西村議員から質問を出していただいた中で、町長のほうは検討するというところで答弁したと思うんです。そういった中で前向きに検討していきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 田中良三君。

1 番（田中良三君） ほんならよろしく願いして、これで質問を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） これで一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます

平成25年3月第1回笠置町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 岡 良 祐

署名議員 大 倉 博

署名議員 西 村 典 夫